

東南アジア史学会会報

2005年 5月

第82号

目次

2004年度秋季大会会員総会摘録	3
第20期第3回委員会摘録	5
2005年度予算	7
東南アジア史学会会則	8
第2回東南アジア史学会賞の授賞について	10
東南アジア史学会理事選挙を終えて	12
理事選挙の結果ならびに第21期会長候補者の選出等について	12
選任理事懇談会報告	13
第20期会長からの報告	13
地域研究会連絡協議会の会合要旨と要望書の提出	14

第72回研究大会報告

<自由研究発表要旨>

第1会場

マラヤ大学設立計画にみる植民地主義的な知の制度化—カール=ソーンダース・レポートを中心に—	井口由布	17
植民地期ビルマにおけるカレン民族史諸ヴァージョンの検討	池田一人	18
スハルト政権下における華人問題の変遷	相沢伸広	18
マニラにおけるムスリム・コミュニティの展開—1970年代以降を中心として—	渡邊暁子	19

ベトナムにおける少数民族幹部養成政策と民族寄宿学校の役割 —1990年代の「第7プログラム」に関する検討を中心として—	伊藤未帆	20
--	------	----

第2会場

オランダ領東インドにおける保健制度—確立の背景とその後の展開—	村上 咲	21
イギリス植民地帝国秩序維持と政治警察—ルフラン事件を事例として—	鬼丸武士	21
タイ近代警察の蹉跎	水谷康弘	22
上ビルマ農村における早乙女組の活動について	飯國有佳子	22
タイ産高級米ジャスミン・ライスの生産と輸出：東北タイから世界市場へ	宮田敏之	23
アンコール水利都市説批判	福井捷朗	24

<シンポジウム要旨>

趣旨説明	白石昌也	25
メコン圏開発の10年—その経済・社会・環境の変容と課題—	多田羅徹	25
メコン圏の交通開発—その歴史と展望—	柿崎一郎	27
中国雲南省から見たメコン経済圏開発協力	畢 世鴻	27

短 報

地域研究コンソーシアム年次集会に出席して	倉沢愛子	29
----------------------	------	----

地区例会報告	30
新入会員・住所変更など	31
事務局より	34

東南アジア史学会会報

2005年5月

第82号

目次

2004年度秋季大会会員総会摘録	3
第20期第3回委員会摘録	5
2005年度予算	7
東南アジア史学会会則	8
第2回東南アジア史学会賞の授賞について	10
東南アジア史学会理事選挙を終えて	12
理事選挙の結果ならびに第21期会長候補者の選出等について	12
選任理事懇談会報告	13
第20期会長からの報告	13
地域研究会連絡協議会の会合要旨と要望書の提出	14

第72回研究大会報告

<自由研究発表要旨>

第1会場

マラヤ大学設立計画にみる植民地主義的な知の制度化—カール=ソーンダース・レポートを中心に—	井口由布	17
植民地期ビルマにおけるカレン民族史諸ヴァージョンの検討	池田一人	18
スハルト政権下における華人問題の変遷	相沢伸広	18
マニラにおけるムスリム・コミュニティの展開—1970年代以降を中心として—	渡邊暁子	19

ベトナムにおける少数民族幹部養成政策と民族寄宿学校の役割 —1990年代の「第7プログラム」に関する検討を中心として—	伊藤未帆	20
--	------	----

第2会場

オランダ領東インドにおける保健制度—確立の背景とその後の展開—	村上 咲	21
イギリス植民地帝国秩序維持と政治警察—ルフラン事件を事例として—	鬼丸武士	21
タイ近代警察の蹉跎	水谷康弘	22
上ビルマ農村における早乙女組の活動について	飯國有佳子	22
タイ産高級米ジャスミン・ライスの生産と輸出：東北タイから世界市場へ	宮田敏之	23
アンコール水利都市説批判	福井捷朗	24

<シンポジウム要旨>

趣旨説明	白石昌也	25
メコン圏開発の10年—その経済・社会・環境の変容と課題—	多田羅徹	25
メコン圏の交通開発—その歴史と展望—	柿崎一郎	27
中国雲南省から見たメコン経済圏開発協力	畢 世鴻	27

短 報

地域研究コンソーシアム年次集会に出席して	倉沢愛子	29
----------------------	------	----

地区例会報告	30
新入会員・住所変更など	31
事務局より	34

2004 年度秋季大会会員総会摘録

2004 年 12 月 12 日、京都大学百周年時計台記念館にて、会員総会が開催された。議長には寺田勇文会員が選出された。

総会に先立って第 2 回東南アジア史学会賞授賞式が開催された。学会賞選考委員長の関本照夫会員から、受賞者は伊藤正子会員、受賞対象作品は『エスニシティ<創生>と国民国家ベトナム—中越国境地域タイ族・ムン族の近代』(2003 年、三元社刊)であることが報告され、加藤剛会長から賞状、副賞、および花束が贈呈された。

授賞式に引き続き会員総会が開催された。冒頭、2003 年秋季大会会員総会摘録(『会報』第 80 号掲載)と 2004 年春季大会会員総会摘録(『会報』第 81 号掲載)の記載事項に関する確認が行われ、拍手にて承認された。

1. 審議事項

(1) 会則変更(案)、「東南アジア史学会会則(案)」の 4 議決について

2004 年 11 月 10 日付けで会員にすでに発送されている東南アジア史学会の「会則変更(案)」(正式名称「東南アジア史学会会則(案)」)について、本件は重要事項であるため無記名による投票で審議することが提案された。総会出席者の中に東南アジア史学会会員以外の方が出席していないことが確認された後、ただちに総務委員の指示により投票用紙が配布・回収され、その場で開票および結果発表が行われた。その結果、東南アジア史学会会則(案)が投票総数 64、可 58、不可 4、白票 2 で、総会出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により可決された。(この承認により、ただちに理事選挙を行うことになるが、それに向けての手順と日程の目安については、「報告事項(13)その他」における会長報告を参照。)

(2) 「東南アジア史学会著作権規定」の制定について

すでに郵送配布されている著作権規定に関する資料にもとづき、編集委員より著作権規定案の概要についての説明があり、拍手による承認を受けた。これにより、会誌 34 号から、掲載論文の著作権は会長へ移譲されることが明文化されることになった。

(3) 2005 年度予算案

会計委員より 2005 年度予算案について提案があり、原案通り承認された。

(4) 『東南アジア：歴史と文化』の PDF 化について

会長から、アジア政経学会の科学研究費(科研費)プロジェクトと連携して『東南アジア：歴史と文化』を PDF 化することについての提案があり、PDF 化したファイルの掲載方法については、技術的問題と関係して今後の検討課題であること、会誌は今後も PDF 版だけでなくプリント版も同時に継続して出版することが確認された後、承認された。

(5) 東洋学(アジア研究)連絡協議会への加入について

東洋学連絡協議会の立ち上げ(会報第 81 号参照)が報告され、当協議会へ東南アジア史学会が加入することの是非について審議された。その中で、協議会への参加は年会費 2000 円、事務全般は東方学会が担当すること、東南アジア史学会が幹事学会として指名されていることが報告された。その後、当協議会への東南アジア史学会の加入について提案があり、承認された。

(6) 地域研究学会連絡協議会への加入について
地域研究学会連絡協議会に参加することについて提案がなされ、承認された。

(7) 地域研究コンソーシアムへの加入について
会長から、地域研究コンソーシアムの紹介がなされた後、地域研究コンソーシアムに東南アジア史学会として加入することの提案がなされ、承認された。

(8) 2005 年春季大会について

大会委員から、第 73 回東南アジア史学会春季大会が愛知大学(大会準備委員長・加納寛)で開催されること、自由研究発表は 3 会場、シンポジウムを公募することが報告された。また、多数の発表者の参加を促すため、試行的に、自由研究発表やシンポジウムの審査は行わないことが報告され、審議された。その結果、公募のシンポジウムの応募が多数の場合は大会委員で調整すること、公募要領に新しい試みであることを記載しておくことが確認された後、承認された。

2. 報告事項

(1) 会則変更(案)ワーキング・グループ・メンバーの任命

(2) 会則変更(案)ワーキング・グループの活動報告

(3) 学会業務委託業者の決定

会則変更(案)ワーキング・グループの立ち上げと学会業務委託は、2004 年春季大会総会に

て審議・承認された事項であり、それ以来の経過について総務委員から報告があった。それぞれの詳細は、第81号会報および2004年秋季大会プログラムと同時に会員に発送された資料を参照。

(4) 第2回東南アジア史学会賞受賞者の決定

総会に先立って授賞式が行われた。受賞者は来年度の春季大会で受賞記念発表を行う。

(5) 第3回東南アジア史学会賞の募集と要綱について

第3回東南アジア史学会賞の募集の要綱の文言を変更することが総務委員から報告された。推薦書の様式は定めるが推薦文の文字数指定は行わないこと、他薦においては候補者の主要業績一覧等は応募の段階では不要であること、授与対象は過去3年間の業績に対してであること、申請時の業績の現物は5部、うち3部は複写も可であること、毎年1月に募集要項を発送し、募集締め切りは4月末、選考結果は10月末に発表されることが報告された。また、学会賞が対象とする東南アジア史学とは、狭義の歴史学に限定せず、広義の東南アジア史学を対象とし、広く会員の専門とするディシプリン全体にわたって対象とすることが再確認された（会報第77号7ページも参照）。

(6) 新・日本学術会議の立ち上げに関連した対応について

会長から、来年度立ち上げの新制度下の日本学術会議の会員候補者に東南アジア史学会から5名を推薦するよう要請があったことが報告された。5名のうち、関東在住の会員から2名、それ以外の地域から3名。さらに、女性1名、女性・実業・若手から最低2名、若手とは来年50歳未満であること、が条件として付帯している。推薦締め切りは12月24日で、5名の推薦は委員会により会長に一任されたことが報告された。また、新制度への移行にともない、科研費（基盤研究等）における審査委員の候補を学会から学術振興会に推薦するが、この推薦も委員会により会長一任とされたことが報告された。推薦は来年2月中である。

(7) 学会誌『東南アジア史学会：歴史と文化』について

編集委員より、会誌34号の投稿がすでに締め切られ、10本の投稿があったことが報告された。また、会誌出版に関して、科研費の定期行物補助の平成17年度分の申請をしたことが報告された。

(8) 会誌のPDF化に向けた対応について

会長から、11月9日付けで、山川出版社に会誌掲載論文・記事等の著作権移譲の依頼を書面にて行なったことが報告された。本日の総会において著作権規定案が承認されたので、掲載論文の著作権は会長へ移譲されることが次号の会誌から明文化されることになった。山川出版社が著作権を保有する以前の会誌の著作権は平凡社が所有しており、山川出版社と同様の依頼を会長名で行なうことが報告された。

(9) 総務委員報告

デジタル名簿の作成は会員管理を行っている業者に委託すること、更新は1年に一度とすることが総務委員より報告された。

(10) 大会委員報告

2004年秋季大会では自由研究発表に12件の応募があり、うち11件が採用されたことが報告された。2会場でのバランスを考慮し、さらに、大会委員から1件の発表を依頼し12名を予定していたが、大会直前に1名が急逝したため、最終的に11名の報告となった。

(11) 情報化委員報告

情報化委員より、東南アジア史学会文献目録データベースをアップデートするため、データベース科研に申請したことが報告された。また、会員用メーリングリストのアドレス jssah@ に多数の迷惑メールが混入すること、昨今の社会情勢では一方的なメールによる配信に対して多様な意見があることを理由として、将来的には、メーリングリストを利用するメール会員に加えて、webを経由して情報交換するweb会員を創出し、併用することを検討していることが報告された。

(12) 渉外学術委員報告（国際）

渉外学術委員（国際）から、今年度のIAHAが台湾で開催され、次回はフィリピンで開催される予定であることが報告された。このような機会を利用して日本の東南アジアに関する研究を世界に発信することが要請された。

(13) その他

「会則変更（案）」が承認されたことにより、ただちに理事選挙を行うための手続きに入ることが確認され、以下のことが会長より報告された。新会則は、理事選挙について「東南アジア史学会会長選出規程」を準用するとしており、これによると選挙管理委員の指名は会長に一任されている。選挙管理委員長に玉田芳史会員、選挙管理委員メンバーとして、河野佳春会員、王柳蘭会員、見市建会員、岡田雅志会員に依頼する。また、有権者・被選挙人としての資格を

有し、有権者・被選挙人名簿に記載されるのは、

- i) 2005年1月15日までに2004年度会費を完納した正会員。
- ii) 2005年1月15日までに2005年度会費を完納した新入正会員。

であることが委員会で審議され、承認された。

また、予定される選挙の日程は以下の通りである。

2005年1月17日(月)の週：有権者・被選挙人名簿の確定

2005年1月24日(月)の週：理事選挙のための必要書類(有権者・被選挙人名簿、投票用紙、返送用封筒など)を有権者・被選挙人名簿に記載されている正会員全員に送付

2005年2月25日(金)消印まで：投票期間

2005年2月28日(月)の週：選挙管理委員会によって開票

2005年3月14日(月)頃：18人の理事を確定

第20期第3回委員会摘録

2004年12月11日、12日の両日、京都大学百年時計台記念館において第20期第3回委員会が開催された。出席者は以下の通りである。

青山亨、阿部健一、飯島明子、石井米雄、伊東利勝、奥島美夏、奥村みさ、加藤剛、玉田芳史、桜井由躬雄(二日目のみ)、長津一史、永渕康之、野口博史、速水洋子、深見純生、舩谷鋭、八尾隆生、柳澤雅之、山本信人、吉村真子、渡辺佳成(敬称略)

以下、総会摘録と重複する内容は割愛し、これらについては審議・報告(追認を含む)事項の項目のみを掲載する。

・審議に先立ち第20期第2回委員会摘録の確認がなされた。

1. 審議事項

(1) 会則変更(案)ワーキング・グループ・メンバーの任命

x-seaメールにおける会長一任事項の追認。

(2) 会則変更(案)、「東南アジア史学会会則(案)」の議決について

(3) 「東南アジア史学会著作権規定」の制定について

(4) 2005年度予算案について

・2004年秋季大会では会場の会費支払いが求められたこと、出店した本屋から一部寄付金を募ったこと、補正予算では理事選挙関係の経費を計上したこと、そのために一過的ではあるが、当初から組み込まれていた業者委託経費に因る赤字予算がさらに膨らむ見込みであること、将来的な収入増・経費節減のためにはデジタル会員と文書会員の会費の差異化などを進めるべきであることが報告された。

・2005年度予算案の赤字幅を少なくする方策として、大会前のプレシンポジウムの開催経費と地区例会への補助費を3通りに減額する案が提示された。審議の結果、プレシンポジウムと地区例会費はあわせて大会諸費として40万円を計上し、地区例会費は合計10万円、一地区あたり2.5～3万円相当に減額することが了承された。

(5) 東洋学(アジア研究)連絡協議会への加入について

(6) 地域研究学会連絡協議会への加入について

(7) 地域研究コンソーシアムへの加入について

(8) 「日本学術会議会員候補者の情報提供について」の会長一任

x-seaメールによる審議承認事項の追認。

(9) 科学研究費補助金(基盤研究等)審査委員候補者の情報提供について

情報提供が来年2月中であることの報告のうち、候補者の推薦は会長に一任することが了承された。

(10) 学会業務委託業者の決定

会長・事務局一任事項の追認。

(11) 第3回東南アジア史学会賞の要綱について

(12) 東南アジア史学会賞選考委員の謝礼について

謝礼の執行状況が報告され、検討課題の有無を論議したが、今回が最初の例であることから、当面は現状のままで執行することが了承された。

(13) アジア政経学会との連携による『東南アジア：歴史と文化』のPDF化について

(14) 理事選挙関係の日程について

(15) 理事選挙における選挙権・被選挙権の定義について

x-seaメールによる審議承認事項の追認。

(16) 選出理事による最初の会合の開催条件について

理事選挙が行なわれ、3月中旬までに18人の選出理事が確定したと仮定して、会長を互選する最初の選出理事の会合日の設定条件について審議した。全理事が揃うことはきわめて困難で

有し、有権者・被選挙人名簿に記載されるのは、

- i) 2005年1月15日までに2004年度会費を完納した正会員。
- ii) 2005年1月15日までに2005年度会費を完納した新入正会員。

であることが委員会で審議され、承認された。

また、予定される選挙の日程は以下の通りである。

2005年1月17日(月)の週：有権者・被選挙人名簿の確定

2005年1月24日(月)の週：理事選挙のための必要書類(有権者・被選挙人名簿、投票用紙、返送用封筒など)を有権者・被選挙人名簿に記載されている正会員全員に送付

2005年2月25日(金)消印まで：投票期間

2005年2月28日(月)の週：選挙管理委員会によって開票

2005年3月14日(月)頃：18人の理事を確定

第20期第3回委員会摘録

2004年12月11日、12日の両日、京都大学百年時計台記念館において第20期第3回委員会が開催された。出席者は以下の通りである。

青山亨、阿部健一、飯島明子、石井米雄、伊東利勝、奥島美夏、奥村みさ、加藤剛、玉田芳史、桜井由躬雄(二日目のみ)、長津一史、永渕康之、野口博史、速水洋子、深見純生、舩谷鋭、八尾隆生、柳澤雅之、山本信人、吉村真子、渡辺佳成(敬称略)

以下、総会摘録と重複する内容は割愛し、これらについては審議・報告(追認を含む)事項の項目のみを掲載する。

・審議に先立ち第20期第2回委員会摘録の確認がなされた。

1. 審議事項

(1) 会則変更(案)ワーキング・グループ・メンバーの任命

x-seaメールにおける会長一任事項の追認。

(2) 会則変更(案)、「東南アジア史学会会則(案)」の議決について

(3) 「東南アジア史学会著作権規定」の制定について

(4) 2005年度予算案について

・2004年秋季大会では会場の会費支払いが求められたこと、出店した本屋から一部寄付金を募ったこと、補正予算では理事選挙関係の経費を計上したこと、そのために一過的ではあるが、当初から組み込まれていた業者委託経費に因る赤字予算がさらに膨らむ見込みであること、将来的な収入増・経費節減のためにはデジタル会員と文書会員の会費の差異化などを進めるべきであることが報告された。

・2005年度予算案の赤字幅を少なくする方策として、大会前のプレシンポジウムの開催経費と地区例会への補助費を3通りに減額する案が提示された。審議の結果、プレシンポジウムと地区例会費はあわせて大会諸費として40万円を計上し、地区例会費は合計10万円、一地区あたり2.5～3万円相当に減額することが了承された。

(5) 東洋学(アジア研究)連絡協議会への加入について

(6) 地域研究学会連絡協議会への加入について

(7) 地域研究コンソーシアムへの加入について

(8) 「日本学術会議会員候補者の情報提供について」の会長一任

x-seaメールによる審議承認事項の追認。

(9) 科学研究費補助金(基盤研究等)審査委員候補者の情報提供について

情報提供が来年2月中であることの報告のうち、候補者の推薦は会長に一任することが了承された。

(10) 学会業務委託業者の決定

会長・事務局一任事項の追認。

(11) 第3回東南アジア史学会賞の要綱について

(12) 東南アジア史学会賞選考委員の謝礼について

謝礼の執行状況が報告され、検討課題の有無を論議したが、今回が最初の例であることから、当面は現状のままで執行することが了承された。

(13) アジア政経学会との連携による『東南アジア：歴史と文化』のPDF化について

(14) 理事選挙関係の日程について

(15) 理事選挙における選挙権・被選挙権の定義について

x-seaメールによる審議承認事項の追認。

(16) 選出理事による最初の会合の開催条件について

理事選挙が行なわれ、3月中旬までに18人の選出理事が確定したと仮定して、会長を互選する最初の選出理事の会合日の設定条件について審議した。全理事が揃うことはきわめて困難で

あることが予想されるため、第20期会長が、3月中の会合開催を目途に日にちを設定し、会合日については、委任状の導入は考慮せず、最大数の理事が出席できる日に設定することで了承された。

(17) 2005年春季大会について

事前の大会委員の会合において得られたいくつかの共通認識が報告された。自由発表やシンポが公募になったことにより、大会委員は発表要旨の事前審査に多大の時間をとられるようになった、発表は多様な専門と地域に関わるため、限られた数の大会委員の間で、要旨によって発表の質を審査するのはかならずしも容易ではない、発表の質について大会委員がしばしば批判される等。これらの認識を基に、2005年春季大会では、自由発表・シンポともに公募にする、事前提出の発表要旨は簡素化する、発表要旨の審査は行わず、これは発表者の組み分けの資料として用いる、との提案がなされた。これに対して、発表の質の低下を危惧する意見が委員の一部から出されたが、発表の質の確保は基本的に発表者本人の責任である、発表の機会を広げることにより大会自体の活性化に繋がる可能性がある、いろいろな開催形式を試行することには意味がある、との判断から、春季大会は大会委員の提案どおりに開催することが了承された。なお、自由発表・シンポの公募により、会場経費が高む、他方でプレシンポ費用を学会としてサポートすることは困難となる等の可能性が、今後の課題として挙げられた。発表院生の旅費支援は従来どおり行うことが確認された。

2. 報告事項

- (1) 会則変更（案）ワーキング・グループの活動報告
- (2) 第2回東南アジア史学会賞受賞者の決定
- (3) 『東南アジア：歴史と文化』出版にかかわる科学研究費補助金への申請
- (4) 山川出版への著作権委譲依頼書送付、平凡社への同様の依頼予定について
- (5) 東洋学（アジア研究）連絡協議会設立大会について
- (6) 総務委員報告
- (7) 大会委員報告
- (8) 情報化委員報告

以上

2005 年度予算 (2004 年 12 月総会にて承認)

収入の部

項目		
1 会費収入		3,700,000
	一般 (7000 × 400)	2,800,000
	学生 (5000 × 180)	900,000
2 会費外収入		216,000
	書籍販売	20,000
	著作権料	45,000
	広告料	150,000
	利息	1,000
収入合計 (X)		3,916,000

支出の部

項目		
1 大会開催費		400,000
	大会諸費	400,000
	プレシンポ	0
2 地区例会費		100,000
3 編集・印刷費		2,350,000
	会誌編集費	100,000
	会誌印刷費	1,700,000
	会報編集費	50,000
	会報印刷費	200,000
	葉書・振替用紙印刷	250,000
	会誌補充分	50,000
4 会員管理 (業者委託) 費		450,000
5 郵送費		500,000
6 事務費		100,000
7 情報化経費		0
8 予備費		50,000
通常事業費合計 (Y)		3,950,000
特別事業：理事会関係費 (Z)		400,000
	郵送・印刷費	200,000
	理事会開催費	200,000
収支差額 (X) - (Y) - (Z)		△ 434,000

東南アジア史学会会則

昭和41年11月11日制定・施行

昭和59年6月10日改正

2002年12月1日改正

2004年6月13日改正

2004年12月12日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東南アジア史学会と称する。

(事務所)

第2条

1. 本会は、主たる事務所を本母校におく。
2. 本母校は会長の指定する大学など教育研究機関とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、東南アジア史研究の発展及び普及を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機関誌の発行
- (2) 研究及び研究発表のための会合の開催
- (3) 会員総会の開催
- (4) その他必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、所定の会費を納めた個人
- (2) 特別会員 本会の事業を賛助するために、総会において入会を承認された個人及び団体

(会費)

第6条

1. 会員は、会費を納入しなければならない。
2. 会費の額は総会において定める。

第4章 役員及び委員

(種別と定数)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 24名以内
- (2) 監事 2名
- (3) 理事のうち、1名を会長とする。

(選任等)

第8条

1. 本会役員は、全て正会員の中から選任され、総会の承認を受けるものとする。
2. 理事のうち18名は、正会員の無記名投票により選任される。
3. 会長は、前項により選任された理事の互選により選任される。
4. 会長は、第2項の理事以外にこれら理事の同意のもとで6名以内の理事を任命できる。
5. 監事は会長が選定する。監事は本会の理事または委員を兼任することができない。

(職務)

第9条

1. 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
2. 理事会の互選により、総務・会計ほか本会の業務を執行する業務担当理事数名をおく。
3. 監事は、会計の状況を監査し、総会に報告する。

(任期等)

第10条

1. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員)

第11条

1. 本会には、総務・会計ほか本会の業務を執行するための委員を若干名おく。
2. 委員は業務担当理事を補佐する。
3. 委員は、会長が理事会の承認を経て任免する。

第5章 総会

(構成・権能)

第12条 総会は、正会員をもって構成する本会の最高議決機関である。

(種別と開催)

第13条

1. 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、会長がこれを招集する。
2. 通常総会は、少なくとも毎年1回開催する。
3. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(表決権)

第14条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

(議決)

第15条 総会の議事は、この会則に別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 理事会

(構成)

第16条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第17条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項を審議決定すること
- (2) 総会が議決した事項を執行すること
- (3) その他総会の議決を要しない会務を執行すること

第7章 会計

(予算及び決算)

第18条 収支の予算と決算は、監事の監査および理事会の承認を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第20条 会則の変更にあたっては、総会において出席者の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

第9章 雑則

(細則)

第21条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1. 本会則は、総会によって議決された日から施行する。
2. 本会則の施行以前における本会の委員会は、本会則が施行された後すみやかに本会則第8条に規定する役員選任のための手続きを行い、役員が選任された時点で解散する。ただし、委員会構成員のうち、第73回研究大会(2005年春季大会)の開催、会誌『東南アジア 歴史と文化』第34号(2005年春)の発行、および『東南アジア史学会会報』

第82号(2005年春)の発行に携わる委員は、これらの業務を完遂した時点で失職するものとする。

3. 選任される理事18名の選挙にあたっては、2002年12月1日に改正された「東南アジア史学会会長選出規程」第2条の規定を準用する。この場合において、同条中「会長候補者選考委員会委員」とあるのは「理事」と、「選挙管理委員会」とあるのは「理事選挙管理委員会」と、「定数は7名」とあるのは「定数は18名」と、「4名連記」とあるのは「6名以内を連記」とそれぞれ読み替える。
4. 前項の役員の選任は2005年3月末日までに行うこととする。
5. 本附則第2項にいう役員の任期は、本会則第10条の規定にかかわらず、2006年12月31日までとする。
6. 本会の会費は、総会において別段の議決が行われるまでの間、2002年12月1日に制定・施行された「東南アジア史学会細則」第3条の規定を準用する。
7. 本会則の施行にともない、従前の規約のうち「東南アジア史学会会則」、「東南アジア史学会会長選出規程」及び「東南アジア史学会細則」は失効する。

「会則変更(案)」の説明

1 会則変更(案)検討WG試案の第1条第2項には英語名称が挿入されていましたが、2004年6月13日の総会で議決された事項に、現会則の第1条から第3条は変更検討対象から除くとしてありますので、英語名称は「会則変更(案)」に含めないことになりました。ただし、「この会」という表現は、「会則変更(案)」をとおして「本会」としました。これは、元の条項の意図を損なわずに、表現を会則条項により相応しいものに置き換えたということで、このような変更は許容されるであろうとのWGならびに委員会の判断です。なお、英語名称は「学会細則見本案」の第19条に挿入されました。

2 現会則第1条と第2条の間に、新たに第2条として(事務所)という条項を挿入しました。これは、現会則第7条をより明確に規定し、かつ挿入場所を(名称)の下に移したものです。これにより現第2条、3条はそれぞれ第3条、4条となりますが、これらの条項の内容そのも

のを変更したわけではなく、これも許容範囲であろうとのWG、委員会の判断です。

3 試案の第8条第2項では、「会長は、前項により選任された理事以外に6名以内の理事を指名できる」となっていますが、第8条第4項では、「会長は、第2項の理事〔選挙で選ばれた理事〕以外にこれらの理事の同意のもとで6名以内の理事を任命できる」としました。これは、「任命理事」の人選に「選任理事」の同意を条件づけ、会長の個人的嗜好によって任命理事の人選が左右される可能性を低減しようというものです。

なお、任命理事を設ける理由は、特殊技能（たとえばウェブサイト担当）、地区、世代、ディシプリンなどの代表性が選任理事によって十分確保されない場合、これを任命理事によって補うことも検討可能であるように、とのためです。

4 第13条第1項に〔総会は〕「会長がこれを招集する」を挿入しました。臨時総会の請求などは誰に宛てられるべきかが明確になるようにとの配慮が含まれています。

5 第13条第3項（2）を、試案の「書面、ファクス、電子メールをもって」から「書面をもって」に修正しました。「書面」とは臨時総会開催請求の証拠が残るもの、との意味で、ファクスは含まれるが電子メールは現時点では含まれないというのが、WGと委員会の解釈です。なお、「書面、ファクス、電子メールをもって」の表現は試案の他所でも見られましたが、同様の理由ですべて「書面をもって」に置き換えました。

6 第14条からは、試案第14条第2項にあった委任にかかわる条項を削除しました。委任のやり方（たとえば、委任先をどのように指定するのか）、委任を受けた人の総会出欠の確認法、委任を認めるについては表決を必要とする議事を事前に会員に配送しておく必要があるなど、実践上の幾多の事務的困難が予想されることによります。

7 上記の委任条項が削除されたことにより、試案の第15条、定足数にかかわる条項の実効性・現実性が希薄となり、この条項も削除されました。

8 既述のように、第21条から改称問題の手続きにかかわる条項が削除され、また解散・合併

にかかわる試案第22条も削除されました。

9 附則の1.、2. に見るように、「会則変更（案）」が採択されたのちには、なるべく早く理事会体制に移行できるよう、理事選挙を行なうということです。附則3. により、理事の選挙は、現在の「東南アジア史学会会長選出規程」の第2条を理事選挙に適うように読み替え、これを準用することによって行ないます。

10 附則2. により、現在の委員会は（新）役員が選任された時点で解散（附則2. の後半で言及されている委員を除く）しますが、これは選任理事、会長、任命理事（選任理事の同意のもとで会長により任命）、監事が揃い、最初の理事会が開催された時点である、というのが、WGならびに委員会の解釈です。なお、東南アジア史学会賞選考委員は、学会の委員会の構成員ではありません。したがって、附則2. の「解散」は適用されず、2年間の任期を全うすることになります。ただし、その後の選考委員の選出のためには、現在の「東南アジア史学会賞規程」を改定する必要があります。

11 「会則変更（案）」が総会にて採択されますと、附則7. により、従前の規約のうち「東南アジア史学会会則」「東南アジア史学会会長選出規程」「東南アジア史学会細則」は自動的に失効しますが、附則3. と6. の準用規定を含めて「会則変更（案）」が採択されますので、学会を運営することは可能であるというのが、WGならびに委員会の解釈です。

第2回東南アジア史学会賞の授賞について

東南アジア史学会賞選考委員会は、2004年10月23日に東京の学士会館本郷分館にて全委員出席のもと会合をもち、第2回東南アジア史学会賞の受賞者を決定した。これを受け、2004年12月12日、京都大学百周年時計台記念館にて同賞の授賞式がおこなわれ、関本照夫・学会賞選考委員長が受賞者を発表した。受賞者、受賞の対象となった業績、受賞理由は以下のとおりである。

◇ 受賞者：伊藤正子氏

◇ 受賞の対象となった業績：

『エスニシティ〈創生〉と国民国家ベトナム：中越国境地域タイ族・ヌン族の近代』東京：

のを変更したわけではなく、これも許容範囲であろうとのWG、委員会の判断です。

3 試案の第8条第2項では、「会長は、前項により選任された理事以外に6名以内の理事を指名できる」となっていますが、第8条第4項では、「会長は、第2項の理事〔選挙で選ばれた理事〕以外にこれらの理事の同意のもとで6名以内の理事を任命できる」としました。これは、「任命理事」の人選に「選任理事」の同意を条件づけ、会長の個人的嗜好によって任命理事の人選が左右される可能性を低減しようというものです。

なお、任命理事を設ける理由は、特殊技能（たとえばウェブサイト担当）、地区、世代、ディシプリンなどの代表性が選任理事によって十分確保されない場合、これを任命理事によって補うことも検討可能であるように、とのためです。

4 第13条第1項に〔総会は〕「会長がこれを招集する」を挿入しました。臨時総会の請求などは誰に宛てられるべきかが明確になるようにとの配慮が含まれています。

5 第13条第3項（2）を、試案の「書面、ファクス、電子メールをもって」から「書面をもって」に修正しました。「書面」とは臨時総会開催請求の証拠が残るもの、との意味で、ファクスは含まれるが電子メールは現時点では含まれないというのが、WGと委員会の解釈です。なお、「書面、ファクス、電子メールをもって」の表現は試案の他所でも見られましたが、同様の理由ですべて「書面をもって」に置き換えました。

6 第14条からは、試案第14条第2項にあった委任にかかわる条項を削除しました。委任のやり方（たとえば、委任先をどのように指定するのか）、委任を受けた人の総会出欠の確認法、委任を認めるについては表決を必要とする議事を事前に会員に配送しておく必要があるなど、実践上の幾多の事務的困難が予想されることによります。

7 上記の委任条項が削除されたことにより、試案の第15条、定足数にかかわる条項の実効性・現実性が希薄となり、この条項も削除されました。

8 既述のように、第21条から改称問題の手続きにかかわる条項が削除され、また解散・合併

にかかわる試案第22条も削除されました。

9 附則の1.、2. に見るように、「会則変更（案）」が採択されたのちには、なるべく早く理事会体制に移行できるよう、理事選挙を行なうということです。附則3. により、理事の選挙は、現在の「東南アジア史学会会長選出規程」の第2条を理事選挙に適うように読み替え、これを準用することによって行ないます。

10 附則2. により、現在の委員会は（新）役員が選任された時点で解散（附則2. の後半で言及されている委員を除く）しますが、これは選任理事、会長、任命理事（選任理事の同意のもとで会長により任命）、監事が揃い、最初の理事会が開催された時点である、というのが、WGならびに委員会の解釈です。なお、東南アジア史学会賞選考委員は、学会の委員会の構成員ではありません。したがって、附則2. の「解散」は適用されず、2年間の任期を全うすることになります。ただし、その後の選考委員の選出のためには、現在の「東南アジア史学会賞規程」を改定する必要があります。

11 「会則変更（案）」が総会にて採択されますと、附則7. により、従前の規約のうち「東南アジア史学会会則」「東南アジア史学会会長選出規程」「東南アジア史学会細則」は自動的に失効しますが、附則3. と6. の準用規定を含めて「会則変更（案）」が採択されますので、学会を運営することは可能であるというのが、WGならびに委員会の解釈です。

第2回東南アジア史学会賞の授賞について

東南アジア史学会賞選考委員会は、2004年10月23日に東京の学士会館本郷分館にて全委員出席のもと会合をもち、第2回東南アジア史学会賞の受賞者を決定した。これを受け、2004年12月12日、京都大学百周年時計台記念館にて同賞の授賞式がおこなわれ、関本照夫・学会賞選考委員長が受賞者を発表した。受賞者、受賞の対象となった業績、受賞理由は以下のとおりである。

◇ 受賞者：伊藤正子氏

◇ 受賞の対象となった業績：

『エスニシティ〈創生〉と国民国家ベトナム：中越国境地域タイ族・ヌン族の近代』東京：

三元社、2003年10月25日刊行、xii+330頁。

◇ 受賞理由：

『エスニシティ<創生>と国民国家ベトナム：中越国境地域タイ族・ヌン族の近代』は、ベトナム東北部山間部に居住するタイ系のタイ族・ヌン族が、近代国家ベトナムにおいて占める位置を、①国家の国民化政策によるもの、②マイノリティのエスニシティとして自らを<創生>してきたものの、二つの局面から論じたものである。本業績の特徴は、歴史研究とフィールドワークの二つの手法をリンクさせたことにある。歴史研究の分野では、ベトナム語、タイ・ヌン語、漢文史料、現代中国語文献を渉猟して、タイ族・ヌン族をめぐる土地問題、国境貿易、言語教育を含む教育問題を論じている。他方、1997-98年のフィールドワークにおける丹念な聞き取り調査を通して、タイ族・ヌン族の歴史像と実像を浮き彫りにする試みがなされている。以上の点から、学位論文をもとに一冊の著書として刊行されたこの研究は、東南アジアの歴史研究における若手の優れた作品として、本賞受賞に値する。

授賞式において伊藤正子会員には、加藤剛会長から賞状、副賞、および花束が贈呈された。なお、伊藤会員は第73回研究大会において、授賞記念発表をおこなう予定である。

◇ 受賞者の略歴

広島市出身

専門：ベトナム現代史

<学歴>

1988年 東京大学文学部東洋史学科卒業

1993年 オーストラリア・ナショナル大学

東南アジア地域研究科

Graduate Diploma 号取得

2000年 東京大学大学院総合文化研究科地域

文化研究専攻単位取得退学

2003年 東京大学博士（学術）号取得

<職歴>

1988-1990年 毎日新聞社記者

1998-2000年 日本学術振興会特別研究員

2000-2004年 大東文化大学国際関係学部

専任講師

2004- 同助教授

<主な業績>

「儂智高の語り方－中越国境少数民族の『英雄』と国家－」『東洋文化研究所紀要』142: 79-108、2003年。

「国家による公定民族分類－ベトナム民族政策の意外な落とし穴－」『ベトナムの社会と文化』第2号、ベトナム社会文化研究会編、東京：風響社、268-279頁、2000年。

「ドイモイ下のベトナムの少数民族政策－山間部少数民族を中心に－」『アジア経済』38(3): 39-55、1997年。

など

東南アジア史学会理事選挙を終えて

理事選挙管理委員長 玉田芳史

2004年12月の総会での会則変更に伴い、理事選挙が実施された。2005年1月15日までに2004年度あるいは2005年度の会費を納入した正会員に投票権と被選挙権が与えられた。これら有権者は1月15日時点475名であった。これらの会員に、1月末までに有権者名簿、投票用紙、投票用紙封入用封筒、返信用封筒などを郵送した。投票方法は6名以内の連記であった。投票期間はほぼ1ヶ月であり、2月25日の消印のものまでを有効とした。

投票期間中にひやりとすることが2つあった。1つはある会員の氏名を有権者名簿に誤記していたことを指摘されたときである。すぐにお詫びと訂正のお知らせを会員に流した。もう1つはある会員から名簿に名前がないという訴えがあったときである。これは期限までの会費未払いが理由と判明し、事なきを得た。

2月25日の投票締め切りから数日後の3月2日に選挙管理委員5名全員(玉田芳史、河野佳春、見市健、岡田雅志、王柳欄)が揃って開票作業を行った。同一人物の氏名を複数の欄に記入したもの、あるいは被選挙資格がない会員の氏名が書かれたものを慎重にチェックした。そうした無効票は1つもなかった。さすが史学会会員と感心させられた。

一息ついていたら、3月3日にさらに1通の投票用紙が届いた。消印を調べてみると、2月25日であった。日程に少し余裕を持たせて3月7日にこの1通の開票作業を行った。最終的に、投票者数は176名、投票率37.1%となった。有効投票総数は1033票である。6つの投票欄の一部を空欄のままとしたままの白票が23票あった。

投票用紙は投票欄ごとに6つに切り分けた。この短冊を記載氏名別に振り分け、何度も数え直して各会員の得票数を計算した。得票者は139名であった。最高得票は49票、他方1票のみの得票者は45名にもなった。得票上位18名を確定し、3月11日に加藤会長に報告して、選挙管理委員会は任務を無事終了できた。

返信用封筒への発送人氏名の明記や投票用紙封入封筒の封緘の厳格化、会長経験者の被選挙権者枠からの免除、といった点が次回以後への検討課題かもしれない。

理事選挙の結果ならびに第21期会長候補者の選出等について

第20期会長 加藤 剛

2005年3月11日に玉田芳史・理事選挙管理委員長より、わたしの方に理事選挙の結果が報告されました。これを受け、3月12日に、わたしから得票数上位18名の方にメールにて理事就任をお願いしました。本来ですと、玉田委員長より封書をもって連絡すべきものかもしれませんが、今回は時間的制約もあり、玉田委員長の了解のもと、わたしからの電子メールによる連絡となりました。

その結果、選出された18名の方全員から理事就任の承諾を受けました。選任理事の氏名(あいうえを順、敬称略)は以下のとおりです。

青山 亨	石井米雄	伊東利勝	押川典昭
加藤 剛	川島 緑	倉沢愛子	後藤乾一
桜井由躬雄	杉島敬志	玉田芳史	寺田勇文
林 行夫	速水洋子	古田元夫	宮崎恒二
桃木至朗	吉村真子		

これら理事による初会合が、わたしの招集により4月10日に東京の学士会館にて開催されました。出席者は、川島理事、速水理事を除く16名です。この席では、第20期会長を議長として、理事選挙管理委員会で委員長を務めた玉田理事より理事選挙の経過と結果が報告され、ついで議長から東南アジア史学会会則(2004年12月12日改正)のうち、第4章、第6章を中心に理事および理事会の位置づけ等についての説明がなされました。その後、出席理事の互選により石井理事が座長に選ばれ、石井座長を議長として第21期会長の互選に入りました。互選の方法、次期会長に相応しい候補者の条件などについての意見交換ののち無記名投票を行ない、桜井由躬雄理事が過半数以上の得票により第21期会長候補者に選出されました。会長、理事ともに、6月の愛知大学での総会において承認を求め、そののちに正式なものとなります。

会長候補者選出後の経過については、桜井新会長の報告を参照してください。

東南アジア史学会理事選挙を終えて

理事選挙管理委員長 玉田芳史

2004年12月の総会での会則変更に伴い、理事選挙が実施された。2005年1月15日までに2004年度あるいは2005年度の会費を納入した正会員に投票権と被選挙権が与えられた。これら有権者は1月15日時点475名であった。これらの会員に、1月末までに有権者名簿、投票用紙、投票用紙封入用封筒、返信用封筒などを郵送した。投票方法は6名以内の連記であった。投票期間はほぼ1ヶ月であり、2月25日の消印のものまでを有効とした。

投票期間中にひやりとすることが2つあった。1つはある会員の氏名を有権者名簿に誤記していたことを指摘されたときである。すぐにお詫びと訂正のお知らせを会員に流した。もう1つはある会員から名簿に名前がないという訴えがあったときである。これは期限までの会費未払いが理由と判明し、事なきを得た。

2月25日の投票締め切りから数日後の3月2日に選挙管理委員5名全員(玉田芳史、河野佳春、見市健、岡田雅志、王柳欄)が揃って開票作業を行った。同一人物の氏名を複数の欄に記入したもの、あるいは被選挙資格がない会員の氏名が書かれたものを慎重にチェックした。そうした無効票は1つもなかった。さすが史学会会員と感心させられた。

一息ついていたら、3月3日にさらに1通の投票用紙が届いた。消印を調べてみると、2月25日であった。日程に少し余裕を持たせて3月7日にこの1通の開票作業を行った。最終的に、投票者数は176名、投票率37.1%となった。有効投票総数は1033票である。6つの投票欄の一部を空欄のままとしたままの白票が23票あった。

投票用紙は投票欄ごとに6つに切り分けた。この短冊を記載氏名別に振り分け、何度も数え直して各会員の得票数を計算した。得票者は139名であった。最高得票は49票、他方1票のみの得票者は45名にもなった。得票上位18名を確定し、3月11日に加藤会長に報告して、選挙管理委員会は任務を無事終了できた。

返信用封筒への発送人氏名の明記や投票用紙封入封筒の封緘の厳格化、会長経験者の被選挙権者枠からの免除、といった点が次回以後への検討課題かもしれない。

理事選挙の結果ならびに第21期会長候補者の選出等について

第20期会長 加藤 剛

2005年3月11日に玉田芳史・理事選挙管理委員長より、わたしの方に理事選挙の結果が報告されました。これを受け、3月12日に、わたしから得票数上位18名の方にメールにて理事就任をお願いしました。本来ですと、玉田委員長より封書をもって連絡すべきものかもしれませんが、今回は時間的制約もあり、玉田委員長の了解のもと、わたしからの電子メールによる連絡となりました。

その結果、選出された18名の方全員から理事就任の承諾を受けました。選任理事の氏名(あいうえを順、敬称略)は以下のとおりです。

青山 亨	石井米雄	伊東利勝	押川典昭
加藤 剛	川島 緑	倉沢愛子	後藤乾一
桜井由躬雄	杉島敬志	玉田芳史	寺田勇文
林 行夫	速水洋子	古田元夫	宮崎恒二
桃木至朗	吉村真子		

これら理事による初会合が、わたしの招集により4月10日に東京の学士会館にて開催されました。出席者は、川島理事、速水理事を除く16名です。この席では、第20期会長を議長として、理事選挙管理委員会で委員長を務めた玉田理事より理事選挙の経過と結果が報告され、ついで議長から東南アジア史学会会則(2004年12月12日改正)のうち、第4章、第6章を中心に理事および理事会の位置づけ等についての説明がなされました。その後、出席理事の互選により石井理事が座長に選ばれ、石井座長を議長として第21期会長の互選に入りました。互選の方法、次期会長に相応しい候補者の条件などについての意見交換ののち無記名投票を行ない、桜井由躬雄理事が過半数以上の得票により第21期会長候補者に選出されました。会長、理事ともに、6月の愛知大学での総会において承認を求め、そののちに正式なものとなります。

会長候補者選出後の経過については、桜井新会長の報告を参照してください。

選任理事懇談会報告

第21期会長候補 桜井由躬雄

平成17年4月10日、学士会館において、選任理事会の終了後、選任理事会出席委員と同一のメンバーによって、選任理事会懇談会を開き、任命理事候補を人選し、また理事の暫定的な担当職掌、次期会合の日程を決めた。本担当は第1回理事会、総会の議を経て、決定される。

(1) 任命理事候補の人選

内藤 耕 (総務担当)
 黒田景子 (情報化担当)
 奈良修一 (関東地区担当)
 大橋厚子 (中部地区担当)
 田村慶子 (九州地区担当)
 植村泰夫 (中国地区担当)

(2) 暫定執行部体制

総務担当理事 内藤 耕
 会計担当理事 川島 緑
 大会担当理事 倉沢愛子 林 行夫
 編集担当理事 青山 亨 杉島敬志
 情報化担当理事 黒田景子
 渉外担当理事 寺田勇文、吉村真子
 関東地区担当理事 奈良修一
 関西地区担当理事 玉田芳史、桃木至朗
 中部地区担当理事 大橋厚子
 中国地区担当理事 植村泰夫
 九州地区担当理事 田村慶子

(3) 上記以外の担当(暫定)

細則整備担当理事 加藤剛、宮崎恒二
 学会名称の改称手続きに関する担当理事 伊東利勝

(3) 監事候補

吉川利治、奥平龍二

(4) 第21期第1回暫定理事会 平成17年6月4日9時30分 於名古屋

第20期会長からの報告

会長 加藤 剛

以下の5点について報告します。

1 スマトラ沖地震・津波災害への救援金について

2005年1月12日付の呼びかけ文にて、会員への郵便・学会メーリングリスト・学会ウェブサイトなどをつうじ、「東南アジア史学会会員のみなさん」ならびに「呼びかけの趣旨に賛同していただけるみなさん」にたいし、スマトラ沖地震・津波災害に対する救援金募集へのご協力をお願いしましたところ、たくさんの方からご支援をいただきました。ここにお礼を申し上げます。1月中旬から4月末までの募集の結果について以下に報告します。

寄付者総数	55名
救援金総額	808,000円
内訳	
会員	44名
金額	775,000円
非会員	11名
金額	33,000円

1月分の寄金は2月14日に、2月分の寄金は3月3日に、3月分の寄金は4月22日に、この件についての実務を担ってくれました青木葉子会員により日本赤十字社(1~2月分)と日本ユニセフ(3月分)に送金されました。日本ユニセフへの送金は、日本赤十字社におけるスマトラ沖地震・津波災害への救援金の呼びかけが2月一杯で終了したことによります。なお、4月に寄せられた救援金はなく、学会の募金活動は4月末をもって終了しました。この間のご協力にたいし、あらためて感謝します。

救援金募集担当者の桜井由躬雄、吉村真子両渉外学術委員、実務担当の青木葉子、国谷徹、山田直子の3会員には、この場を借りましてお礼を申し上げます。

2 新「日本学術会議」の会員候補者の推薦

平成17年9月に予定されている新「日本学術会議」の立ち上げに関係して、平成16年10月25日付にて日本学術会議会員候補者選考委員会(委員長・吉川弘之氏)より東南アジア史学会事務局に対し、本学会から5名の会員候補者を推薦して欲しい旨の依頼がありました。学会からの推薦は5名以内で、締め切りは12月24日で

選任理事懇談会報告

第21期会長候補 桜井由躬雄

平成17年4月10日、学士会館において、選任理事会の終了後、選任理事会出席委員と同一のメンバーによって、選任理事会懇談会を開き、任命理事候補を人選し、また理事の暫定的な担当職掌、次期会合の日程を決めた。本担当は第1回理事会、総会の議を経て、決定される。

(1) 任命理事候補の人選

内藤 耕 (総務担当)
 黒田景子 (情報化担当)
 奈良修一 (関東地区担当)
 大橋厚子 (中部地区担当)
 田村慶子 (九州地区担当)
 植村泰夫 (中国地区担当)

(2) 暫定執行部体制

総務担当理事 内藤 耕
 会計担当理事 川島 緑
 大会担当理事 倉沢愛子 林 行夫
 編集担当理事 青山 亨 杉島敬志
 情報化担当理事 黒田景子
 渉外担当理事 寺田勇文、吉村真子
 関東地区担当理事 奈良修一
 関西地区担当理事 玉田芳史、桃木至朗
 中部地区担当理事 大橋厚子
 中国地区担当理事 植村泰夫
 九州地区担当理事 田村慶子

(3) 上記以外の担当(暫定)

細則整備担当理事 加藤剛、宮崎恒二
 学会名称の改称手続きに関する担当理事 伊東利勝

(3) 監事候補

吉川利治、奥平龍二

(4) 第21期第1回暫定理事会 平成17年6月4日9時30分 於名古屋

第20期会長からの報告

会長 加藤 剛

以下の5点について報告します。

1 スマトラ沖地震・津波災害への救援金について

2005年1月12日付の呼びかけ文にて、会員への郵便・学会メーリングリスト・学会ウェブサイトなどをつうじ、「東南アジア史学会会員のみなさん」ならびに「呼びかけの趣旨に賛同していただけるみなさん」にたいし、スマトラ沖地震・津波災害に対する救援金募集へのご協力をお願いしましたところ、たくさんの方からご支援をいただきました。ここにお礼を申し上げます。1月中旬から4月末までの募集の結果について以下に報告します。

寄付者総数	55名
救援金総額	808,000円
内訳	
会員	44名
金額	775,000円
非会員	11名
金額	33,000円

1月分の寄金は2月14日に、2月分の寄金は3月3日に、3月分の寄金は4月22日に、この件についての実務を担ってくれました青木葉子会員により日本赤十字社(1~2月分)と日本ユニセフ(3月分)に送金されました。日本ユニセフへの送金は、日本赤十字社におけるスマトラ沖地震・津波災害への救援金の呼びかけが2月一杯で終了したことによります。なお、4月に寄せられた救援金はなく、学会の募金活動は4月末をもって終了しました。この間のご協力にたいし、あらためて感謝します。

救援金募集担当者の桜井由躬雄、吉村真子両渉外学術委員、実務担当の青木葉子、国谷徹、山田直子の3会員には、この場を借りましてお礼を申し上げます。

2 新「日本学術会議」の会員候補者の推薦

平成17年9月に予定されている新「日本学術会議」の立ち上げに関係して、平成16年10月25日付にて日本学術会議会員候補者選考委員会(委員長・吉川弘之氏)より東南アジア史学会事務局に対し、本学会から5名の会員候補者を推薦して欲しい旨の依頼がありました。学会からの推薦は5名以内で、締め切りは12月24日で

す。5名のうち、関東在住の会員から2名、それ以外の地域から3名を選ぶこととし、さらに、女性1名、「女性・実業・若手」の 카테고리から最低2名（若手とは来年50歳未満）を含むことが条件として付帯していました。

この件については、12月12日の委員会における会長一任の決議に基づき、会長が候補者の人選を行い、上記候補者選考委員会に必要な情報を送付しています。

3 科学研究費補助金（基盤研究等）のための審査委員候補の推薦

上記2を含みます文科省の学術支援制度の変更に伴い、科学研究費補助金（基盤研究等）のための審査委員の選考方法も平成17年度補助金の審査から変更されることになりました。これとの関係で、日本学術振興会より日本の諸学会に対し、科学研究費審査委員候補者情報登録票の提出の要請がありました。この件につきましても、12月12日の委員会において、人選等は会長に一任することで了承されています。情報提供の期間は平成17年の2月中でした。

これを受け、東南アジア史学会からの推薦者として13細目につき、各細目1人、計13人の方を日本学術振興会に推薦させていただきました。推薦しました13細目は、史学一般、東洋史、文化人類学・民俗学、国際関係論、政治学、各国文学・文学論、地域研究、経済政策、情報図書館学・人文社会情報学、地理学、ジェンダー、社会学、宗教学です。

4 機関別認証評価に係る専門委員候補者の推薦について

3月28日付で大学評価・学位授与機構長・木村孟氏より当学会に、大学ならびに短期大学の評価の実施との関係で、評価のための専門委員の候補者を推薦して欲しい旨の依頼がありました。依頼文が事務局の目に留まるのが遅かったため、4月28日の提出締め切りまで数日の時間を残すだけの状況であったことから、上記2と3の例に倣い会長判断にて3人の会員を専門委員候補者として大学評価・学位授与機構に推薦しました。

5 会誌の著作権について

会誌の将来的なPDF化に備え会長への著作権の移譲を平凡社（第1号から第15号）と山川出版社（第16号以降）にお願いしていましたが、両出版社のご理解により、会長への著作権移譲に

関する了承を得ました。6月総会において次代会長が正式に承認されたのちに、両出版社から新会長宛の覚書をお願いする予定です。なお、PDF化に向けての今後の課題は、会誌に掲載された論文等の執筆者に対し、会長への著作権の移譲をお願いすることです。

地域研究学会連絡協議会の会合要旨と要望書の提出

2004年12月19日に、地域研究学会連絡協議会の会合が東京大学大学院総合文化研究科において開催された。会合で検討された話題は「日本学術会議への提案書について」で、東南アジア史学会からは、加藤剛会長の指名により桜井由躬雄渉外学術委員（学術会議担当）が出席した。以下は、桜井委員による報告である。なお、この報告のあとに、2005年1月31日付けで、日本学術会議太平洋学術研究連絡委員会・地域学研究専門委員会委員長 小谷汪之氏に発送された要望書を掲載した。

地域研究学会連絡協議会の会合要旨

桜井由躬雄

おくれげながら、12月19日に開かれました地域研究連絡協議会の会合要旨ができましたので、ご報告いたします。現在の最大の課題は、本年秋に発足する新学術会議の学問範疇の中に地域研究を位置づけることにあります。

「12月19日に開催された地域研究学会連絡協議会の会合には、大塚、桜井、油井が出席したほか、欠席されたスラブ東欧学会からは要請文案に賛成の意向が示されていました。また、日本学術会議の地域学専門委員会委員長の小谷先生、地域コンソーシアムの家田会長がオブザーバーとして出席されました。議論した結果、次のことを決定しました。

1. 日本学術会議に要請する委員会としては、課題別ではなく、複合領域に属する分野別委員会として設置を求める。
2. 名称は、曖昧さを避けるため、「地域学」ではなく、エリア・スタディーズとしての「地域研究」として委員会の設置を求める。
3. 以上の2点の修正などに対応した文案の修正を行い、再度、加盟学会に賛同を求める。
4. 要望する対象としては、1-7部の各部長と複合領域の委員長、地域学専門委員会委員長と

す。5名のうち、関東在住の会員から2名、それ以外の地域から3名を選ぶこととし、さらに、女性1名、「女性・実業・若手」のカテゴリーから最低2名（若手とは来年50歳未満）を含むことが条件として付帯していました。

この件については、12月12日の委員会における会長一任の決議に基づき、会長が候補者の人選を行い、上記候補者選考委員会に必要な情報を送付しています。

3 科学研究費補助金（基盤研究等）のための審査委員候補の推薦

上記2を含みます文科省の学術支援制度の変更に伴い、科学研究費補助金（基盤研究等）のための審査委員の選考方法も平成17年度補助金の審査から変更されることになりました。これとの関係で、日本学術振興会より日本の諸学会に対し、科学研究費審査委員候補者情報登録票の提出の要請がありました。この件につきましても、12月12日の委員会において、人選等は会長に一任することで了承されています。情報提供の期間は平成17年の2月中でした。

これを受け、東南アジア史学会からの推薦者として13細目につき、各細目1人、計13人の方を日本学術振興会に推薦させていただきました。推薦しました13細目は、史学一般、東洋史、文化人類学・民俗学、国際関係論、政治学、各国文学・文学論、地域研究、経済政策、情報図書館学・人文社会情報学、地理学、ジェンダー、社会学、宗教学です。

4 機関別認証評価に係る専門委員候補者の推薦について

3月28日付で大学評価・学位授与機構長・木村孟氏より当学会に、大学ならびに短期大学の評価の実施との関係で、評価のための専門委員の候補者を推薦して欲しい旨の依頼がありました。依頼文が事務局の目に留まるのが遅かったため、4月28日の提出締め切りまで数日の時間を残すだけの状況であったことから、上記2と3の例に倣い会長判断にて3人の会員を専門委員候補者として大学評価・学位授与機構に推薦しました。

5 会誌の著作権について

会誌の将来的なPDF化に備え会長への著作権の移譲を平凡社（第1号から第15号）と山川出版社（第16号以降）にお願いしていましたが、両出版社のご理解により、会長への著作権移譲に

関する了承を得ました。6月総会において次代会長が正式に承認されたのちに、両出版社から新会長宛の覚書をお願いする予定です。なお、PDF化に向けての今後の課題は、会誌に掲載された論文等の執筆者に対し、会長への著作権の移譲をお願いすることです。

地域研究学会連絡協議会の会合要旨と要望書の提出

2004年12月19日に、地域研究学会連絡協議会の会合が東京大学大学院総合文化研究科において開催された。会合で検討された話題は「日本学術会議への提案書について」で、東南アジア史学会からは、加藤剛会長の指名により桜井由躬雄渉外学術委員（学術会議担当）が出席した。以下は、桜井委員による報告である。なお、この報告のあとに、2005年1月31日付けで、日本学術会議太平洋学術研究連絡委員会・地域学研究専門委員会委員長 小谷汪之氏に発送された要望書を掲載した。

地域研究学会連絡協議会の会合要旨

桜井由躬雄

おくれげながら、12月19日に開かれました地域研究連絡協議会の会合要旨ができましたので、ご報告いたします。現在の最大の課題は、本年秋に発足する新学術会議の学問範疇の中に地域研究を位置づけることにあります。

「12月19日に開催された地域研究学会連絡協議会の会合には、大塚、桜井、油井が出席したほか、欠席されたスラブ東欧学会からは要請文案に賛成の意向が示されていました。また、日本学術会議の地域学専門委員会委員長の小谷先生、地域コンソーシアムの家田会長がオブザーバーとして出席されました。議論した結果、次のことを決定しました。

1. 日本学術会議に要請する委員会としては、課題別ではなく、複合領域に属する分野別委員会として設置を求める。
2. 名称は、曖昧さを避けるため、「地域学」ではなく、エリア・スタディーズとしての「地域研究」として委員会の設置を求める。
3. 以上の2点の修正などに対応した文案の修正を行い、再度、加盟学会に賛同を求める。
4. 要望する対象としては、1-7部の各部長と複合領域の委員長、地域学専門委員会委員長と

し、これらの責任者から学術会議会長への働きかけを期待する。

5. 要望する主体としては、地域研究学会連絡協議会に加盟する各学会長の連名とし、1月20日までに連名に参加する学会の賛同を集約する。なお、地域研究コンソーシアムは学会代表ではないので、連名の申し入れとはせず、別途学術会議に対して申し入れをするように要請した。

「地域研究」委員会設置に関する要望書

日本学術会議

太平洋学術研究連絡委員会・地域学研究専門
委員会委員長 小谷汪之 殿

地域研究学会連絡協議会は「日本における地域研究（エリア・スタディーズ）の発展に寄与するために、お互いに交流し、必要な提言をおこなう機関」として2003年7月に発足しました。現在、17学会が参加していますが、これらの学会が研究対象とする地域は地球上のあらゆる地域をカバーするものです。また、各学会会員は特定の地域を研究対象としながら、同時に、歴史学、文学、人類学、政治学、経済学、社会学など主として人文、社会科学の分野に重点を置きつつも、自然地理学や環境学など自然科学の分野に属する研究者にも広がっています。

また、2004年4月には、地域研究に関連する研究・教育組織や社会組織が、地域研究の推進、次世代育成、研究基盤の拡充、社会連携の強化などを目的として「地域研究コンソーシアム」を結成していますが、その参加組織は現在、60の組織（国公立大学付置研究所・センター、日本貿易振興機構アジア経済研究所、大学院研究科、21世紀COE拠点形成プロジェクト、学会および社会活動組織など）に及んでいます。

このように、近年の日本における地域研究に関する学会や研究・教育機関の発展には注目すべきものがあります。それは、とくに冷戦終結後の世界において民族・宗教紛争が多発しているため、文化や文明の違いによる対立や紛争を解決するための新たな「知」が求められていること。また、通商や情報、金融のレベルでグローバル化が進行するなかで、むしろEUやNAFTA、APECのように新たな規模の「地域」のまとまりが模索され始めていることが作用していると思います。

しかし、このように地域研究が個々の学会や機関のレベルでは急速な発展を遂げてきたにも拘わらず、従来の日本における全般的な学術体

制の中では十分にその動向は反映されてきませんでした。

地域研究は、元来、第一次世界大戦期の米国で文化を異にする国々や自文化についての研究として始まり、日本では第二次世界大戦後の新制大学のもとで発展してきましたが、現在では、冷戦終結という新たな現実を分析し、文化・文明の相違による紛争の解決や地域統合の進展による文化摩擦の緩和策の解明など、21世紀の世界の切実な政策課題に挑戦する学際的で、俯瞰的な学問領域として成長してきています。さらに、地球環境の悪化や資源の枯渇による「持続可能な成長」の模索が始まるなかで、従来の人文・社会科学中心の地域研究は、環境学や自然地理学、生態学、農学、水産学、医学などの自然科学とも協力して発展してゆく必要性が高まっています。

このような地域研究の隆盛は、日本学術会議の中では大太平洋学術研究連絡委員会の下に設置された地域学研究専門委員会の活動と提言に反映されてきました。その場合の「地域学」には外国を対象とした地域研究（Area Studies）だけでなく、国内の地域計画などを研究するRegional Studiesなども含んだ形で展開されてきました。この専門委員会は、2000年6月26日付けで「地域学の推進の必要性についての提言」をおこなった他、2002年11月9日には「地域学の現状と課題」というテーマでシンポジウムを開催しましたが、このシンポジウムには地域学に関連する56もの学会が協賛しました。その上、2004年9月19日には、シンポジウム「地域学を超えて－知のフロンティアと国際共同研究－」が開催され、活発な議論がたたかわされました。

このように日本学術会議の中でも地域研究に関連する活動が蓄積されてきましたが、2005年10月以降に発足する新たな日本学術会議においては、複合領域に属する新たな「分野別委員会」として「地域研究委員会」を設置して下さるよう強く要請します。このような委員会が設置されれば、これまで個々の学会や機関において急速な発展を見せてきた地域研究が、既存の学問分野や機関の壁を超えて交流できるようになるだけでなく、国際的なレベルにおける研究の交流も促進されるものと確信しています。

平成17（2005）年1月31日

アジア政経学会理事長

末廣 昭

アメリカ学会会長	油井大三郎
環日本海学会会長	多賀秀敏
東南アジア史学会会長	加藤 剛
日本イスパニヤ学会会長	堀田英夫
日本オセアニア学会会長	片山一道
日本カナダ学会会長	加藤普章
日本スラブ東欧学会理事長	木村 崇
日本中東学会会長	小杉 泰
日本ラテンアメリカ学会理事長	遅野井茂雄
ラテンアメリカ政経学会理事長	小池洋一
ロシア東欧学会代表理事	袴田茂樹
地域研究学会連絡協議会・事務局長	油井大三郎

第72回研究大会報告

第72回研究大会は、2004年12月11日（土）12日（日）に、杉島敬志会員を大会準備委員長として、京都大学百周年時計台記念館にて開催された。1日目には2会場に分かれて自由研究発表が、2日目には「メコン圏開発の展望」と題するシンポジウムを行った。

プログラム

12月11日（土）

開会の辞……………杉島 敬志（大会準備委員長）

< 自由研究発表 >

第1会場

マラヤ大学設立計画にみる植民地主義的な知の制度化—カール＝ソーンダース・レポートを中心に— ……井口由布（工学院大学）
植民地期ビルマにおけるカレン民族史諸ヴァージョンの検討—仏教徒およびキリスト教徒カレンの自己イメージ—

……………池田一人（東京大学大学院）

スハルト政権下における華人問題の変遷

……………相沢伸広（京都大学大学院）

マニラにおけるムスリム・コミュニティの展開—1970年代以降を中心として—

……………渡邊暁子（京都大学大学院）

ベトナムにおける少数民族幹部養成政策と民族寄宿学校の役割—1990年代の「第7プログラム」に関する検討を中心として—

……………伊藤未帆（東京大学大学院）

第2会場

オランダ領東インドにおける保健制度

—確立の背景とその後の展開—

……………村上咲（京都大学大学院）

イギリス帝国秩序維持と政治警察

—ルフラン事件（1931）を事例として—

……………鬼丸武士（京都大学大学院）

タイ近代警察の蹉跎

……………水谷康弘（京都大学大学院）

上ビルマ農村における早乙女組の活動について

……………飯國有佳子（総合研究大学院大学）

タイ産高級米ジャスミン・ライスの生産と輸出

—東北タイから世界市場へ—

……………宮田敏之（天理大学）

アンコール水利都市説批判

……………福井捷朗（立命館アジア太平洋大学）

12月12日（日）

< シンポジウム > 「メコン圏開発の展望」

趣旨説明……………白石昌也（早稲田大学）

メコン圏開発の10年

—その経済・社会・環境の変容と課題—

……………多田羅徹（アジア開発銀行研究所）

メコン圏の交通開発—その歴史と展望—

……………柿崎一郎（横浜市立大学）

雲南省から見たメコン圏協力

……………畢世鴻（雲南大学）

コメント1 鈴木基義（鈴鹿国際大学）

コメント2 加藤弘之（神戸大学）

コメント3 阿部健一（国立民族学博物館地域研究企画交流センター）

< 自由研究発表要旨 >

第1会場

マラヤ大学設立計画にみる植民地主義的な知の制度化—カール＝ソーンダース・レポートを中心に—

井口由布（工学院大学）

本研究は、イギリス植民地統治下において、1949年に設立されたマラヤ初の総合大学であるマラヤ大学の建設を提言する報告書「マラヤにおける大学教育にかんする委員会報告 Report of the Commission on University Education in Malaya」(通称カール＝ソーンダース・レポート)を中心にとりあげ、植民地主義的な知識の制度化がどのように計画されたかを検討するものである。シャムスル・A・Bやシャハリル・タリブは、現代のマレーシアにおける近代的な知識や学問が、植民政策学をはじめとする植民地時代に植民者によってなされたマラヤにかんする知の集成のうえに成り立っており、そのような植民地主義の刻印を受けた知識が、さまざまな制度や装置をとおして現実の社会を構築・再構築していることを指摘している。本研究は、現代のマレーシア研究者による上記のような示唆をうけ、植民地時代の最終期におこなわれたマラヤ初の大学建設に着目し、植民地主義的な知識がマラヤにおいてどのように制度化されようとしたのかを考察するものである。

本研究はマラヤ大学設立計画についてつぎの二つの観点に着目して検討する。それらは、マラヤ大学設立計画が、来るべき国民国家において生産性の高い合理的な労働者をいかに育成していくかという目的を暗にもっていたことを明らかにするものである。第一は、マラヤ大学の計画を西洋技術の移植と現地テクノクラートの育成という点から見ることである。マラヤ大学

第72回研究大会報告

第72回研究大会は、2004年12月11日（土）12日（日）に、杉島敬志会員を大会準備委員長として、京都大学百周年時計台記念館にて開催された。1日目には2会場に分かれて自由研究発表が、2日目には「メコン圏開発の展望」と題するシンポジウムを行った。

プログラム

12月11日（土）

開会の辞……………杉島 敬志（大会準備委員長）

< 自由研究発表 >

第1会場

マラヤ大学設立計画にみる植民地主義的な知の制度化—カール＝ソーンダース・レポートを中心に— ……井口由布（工学院大学）
植民地期ビルマにおけるカレン民族史諸ヴァージョンの検討—仏教徒およびキリスト教徒カレンの自己イメージ—

…………池田一人（東京大学大学院）

スハルト政権下における華人問題の変遷

…………相沢伸広（京都大学大学院）

マニラにおけるムスリム・コミュニティの展開—1970年代以降を中心として—

…………渡邊暁子（京都大学大学院）

ベトナムにおける少数民族幹部養成政策と民族寄宿学校の役割—1990年代の「第7プログラム」に関する検討を中心として—

…………伊藤未帆（東京大学大学院）

第2会場

オランダ領東インドにおける保健制度

—確立の背景とその後の展開—

…………村上咲（京都大学大学院）

イギリス帝国秩序維持と政治警察

—ルフラン事件（1931）を事例として—

…………鬼丸武士（京都大学大学院）

タイ近代警察の蹉跎

…………水谷康弘（京都大学大学院）

上ビルマ農村における早乙女組の活動について

…………飯國有佳子（総合研究大学院大学）

タイ産高級米ジャスミン・ライスの生産と輸出

—東北タイから世界市場へ—

…………宮田敏之（天理大学）

アンコール水利都市説批判

…………福井捷朗（立命館アジア太平洋大学）

12月12日（日）

< シンポジウム > 「メコン圏開発の展望」

趣旨説明……………白石昌也（早稲田大学）

メコン圏開発の10年

—その経済・社会・環境の変容と課題—

…………多田羅徹（アジア開発銀行研究所）

メコン圏の交通開発—その歴史と展望—

…………柿崎一郎（横浜市立大学）

雲南省から見たメコン圏協力

…………畢世鴻（雲南大学）

コメント1 鈴木基義（鈴鹿国際大学）

コメント2 加藤弘之（神戸大学）

コメント3 阿部健一（国立民族学博物館地域研究企画交流センター）

< 自由研究発表要旨 >

第1会場

マラヤ大学設立計画にみる植民地主義的な知の制度化—カール＝ソーンダース・レポートを中心に—

井口由布（工学院大学）

本研究は、イギリス植民地統治下において、1949年に設立されたマラヤ初の総合大学であるマラヤ大学の建設を提言する報告書「マラヤにおける大学教育にかんする委員会報告 Report of the Commission on University Education in Malaya」(通称カール＝ソーンダース・レポート)を中心にとりあげ、植民地主義的な知識の制度化がどのように計画されたかを検討するものである。シャムスル・A・Bやシャハリル・タリブは、現代のマレーシアにおける近代的な知識や学問が、植民政策学をはじめとする植民地時代に植民者によってなされたマラヤにかんする知の集成のうえに成り立っており、そのような植民地主義の刻印を受けた知識が、さまざまな制度や装置をとおして現実の社会を構築・再構築していることを指摘している。本研究は、現代のマレーシア研究者による上記のような示唆をうけ、植民地時代の最終期におこなわれたマラヤ初の大学建設に着目し、植民地主義的な知識がマラヤにおいてどのように制度化されようとしたのかを考察するものである。

本研究はマラヤ大学設立計画についてつぎの二つの観点に着目して検討する。それらは、マラヤ大学設立計画が、来るべき国民国家において生産性の高い合理的な労働者をいかに育成していくかという目的を暗にもっていたことを明らかにするものである。第一は、マラヤ大学の計画を西洋技術の移植と現地テクノクラートの育成という点から見ることである。マラヤ大学

第72回研究大会報告

第72回研究大会は、2004年12月11日（土）12日（日）に、杉島敬志会員を大会準備委員長として、京都大学百周年時計台記念館にて開催された。1日目には2会場に分かれて自由研究発表が、2日目には「メコン圏開発の展望」と題するシンポジウムを行った。

プログラム

12月11日（土）

開会の辞……………杉島 敬志（大会準備委員長）

< 自由研究発表 >

第1会場

マラヤ大学設立計画にみる植民地主義的な知の制度化—カール＝ソーンダース・レポートを中心に— ……井口由布（工学院大学）
植民地期ビルマにおけるカレン民族史諸ヴァージョンの検討—仏教徒およびキリスト教徒カレンの自己イメージ—

…………池田一人（東京大学大学院）

スハルト政権下における華人問題の変遷

…………相沢伸広（京都大学大学院）

マニラにおけるムスリム・コミュニティの展開—1970年代以降を中心として—

…………渡邊暁子（京都大学大学院）

ベトナムにおける少数民族幹部養成政策と民族寄宿学校の役割—1990年代の「第7プログラム」に関する検討を中心として—

…………伊藤未帆（東京大学大学院）

第2会場

オランダ領東インドにおける保健制度

—確立の背景とその後の展開—

…………村上咲（京都大学大学院）

イギリス帝国秩序維持と政治警察

—ルフラン事件（1931）を事例として—

…………鬼丸武士（京都大学大学院）

タイ近代警察の蹉跎

…………水谷康弘（京都大学大学院）

上ビルマ農村における早乙女組の活動について

…………飯國有佳子（総合研究大学院大学）

タイ産高級米ジャスミン・ライスの生産と輸出

—東北タイから世界市場へ—

…………宮田敏之（天理大学）

アンコール水利都市説批判

…………福井捷朗（立命館アジア太平洋大学）

12月12日（日）

< シンポジウム > 「メコン圏開発の展望」

趣旨説明……………白石昌也（早稲田大学）

メコン圏開発の10年

—その経済・社会・環境の変容と課題—

…………多田羅徹（アジア開発銀行研究所）

メコン圏の交通開発—その歴史と展望—

…………柿崎一郎（横浜市立大学）

雲南省から見たメコン圏協力

…………畢世鴻（雲南大学）

コメント1 鈴木基義（鈴鹿国際大学）

コメント2 加藤弘之（神戸大学）

コメント3 阿部健一（国立民族学博物館地域研究企画交流センター）

< 自由研究発表要旨 >

第1会場

マラヤ大学設立計画にみる植民地主義的な知の制度化—カール＝ソーンダース・レポートを中心に—

井口由布（工学院大学）

本研究は、イギリス植民地統治下において、1949年に設立されたマラヤ初の総合大学であるマラヤ大学の建設を提言する報告書「マラヤにおける大学教育にかんする委員会報告 Report of the Commission on University Education in Malaya」(通称カール＝ソーンダース・レポート)を中心にとりあげ、植民地主義的な知識の制度化がどのように計画されたかを検討するものである。シャムスル・A・Bやシャハリル・タリブは、現代のマレーシアにおける近代的な知識や学問が、植民政学をはじめとする植民地時代に植民者によってなされたマラヤにかんする知の集成のうえに成り立っており、そのような植民地主義の刻印を受けた知識が、さまざまな制度や装置をとおして現実の社会を構築・再構築していることを指摘している。本研究は、現代のマレーシア研究者による上記のような示唆をうけ、植民地時代の最終期におこなわれたマラヤ初の大学建設に着目し、植民地主義的な知識がマラヤにおいてどのように制度化されようとしたのかを考察するものである。

本研究はマラヤ大学設立計画についてつぎの二つの観点に着目して検討する。それらは、マラヤ大学設立計画が、来るべき国民国家において生産性の高い合理的な労働者をいかに育成していくかという目的を暗にもっていたことを明らかにするものである。第一は、マラヤ大学の計画を西洋技術の移植と現地テクノクラートの育成という点から見ることである。マラヤ大学

は総合大学を冠するものの、西洋型の知識人を育成することよりはむしろ、現地テクノクラートを輩出するための職業訓練校として計画された大学であった。また、計画において同大学は、大学の規模に比して医学部に重きが置かれていた。このようなことから、マラヤ大学の計画は、資本主義社会における合理的な労働者の育成をめざすという意味での公衆衛生学、労働科学とのかかわりにおいても重要な意味を有してものであったといえよう。

第二は、マラヤ大学における学部編成をエスニック・グループ別政治の形成という観点から見ることである。職業訓練とリベラルな知識の追求は、マラヤ大学計画においても大きな問題であった。同レポートは後者の問題を西洋的知識の追求ではなく、現地的な知の追求と洗練に求めた。特筆すべきは、同レポートにおいて提言されたのが、マラヤにかんする総合的な学部ではなく、マラヤに居住する主要な共同体であるマレー、中国、インドのそれぞれの言語や文学を、それぞれの共同体の出身者が研究することを想定されている、べつべつの学部ないしは学科の創設であったことである。このようなエスニック・グループ別の学部編成は、国民統合と近代化の問題を暗示するマレーシア＝「プルーラル・ソサエティ」という現代マレーシアにかんする一般的な知識の形成と、さらにはそのような知識にもとづいたその後の諸政策に大きな影響を与えたといえよう。

植民地期ビルマにおけるカレン民族史諸ヴァージョンの検討

池田一人（東京大学大学院）

ビルマ植民地期末期の10年間に、現在でもひっそりと流通するカレン民族史の基本的な範型が出来上がっている。ウ・ピンニャによるビルマ語の「カイン王統史」(1929年)、ウ・ソオによって同様にビルマ語で書かれた「クウイン大王統記」(1931年)、そしてソオ・アウンフラによるスゴー・カレン語の「プアカニョウの歴史」(1939年)の3つである。これらのテキストは何を主張し、何を背景として、なぜこの時期に出版されたのか。

ウ・ピンニャの最大の関心は、過去におけるカイン王統の存在証明にある。1908年に偶然に発見したという「パオ語で書かれたカイン王統記」文書を根拠に、3種のカインのうちモン古代王国と近い関係にあったモン・カインの二つの王統

を詳述する。カイン王統証明に固執する理由は「カインの王統はなかった」とする論争がビルマ語日刊紙で争われたこと、さらに「1926年ころにカインの民族精神の高揚をみた」ことが挙げられているが、いずれにせよカインという集団が仏教世界で周辺化されつつあるという危機感が読み取れる。ウ・ソオは、カインの起源がインド古代の王名にあることからクウインという名称を正式としつつ、それが仏教世界に連なる正統な存在であることを描こうとする。最後に開陳されるのは、クウインが王都から離れた辺境の野蛮な民として見られてきたが、仏教徒としての徳・資質は人後に落ちない、クウインの指導者はその精神を回復すべき、という主張である。ウ・ソオにもクウインが周辺化されているという危機感がある。これらに対してソオ・アウンフラの執筆動機は異質である。おそらくは前二書のカレン史の立場からのカレン史を見て、キリスト教、あるいはそれに接続すると観念される「古来の単神論的宗教の伝統」の上にプアカニョウ(カレン)を位置づけようとした。

ところで、ウ・ピンニャとウ・ソオが描き出す世界を縦貫するような規範で、上に易々と「仏教」と名づけてしまった信仰の体系全体を表す言葉は、じつは彼らの著書の中ではほとんど現れない。それほどに所与の前提であるこの信仰の体系を「タタナー」(教え～宗教)という言葉に仮託すれば、タタナーの内部にカインを位置づける中間媒体は「ルーミョウ」(人の種類～民族)という言葉になる。タタナーにおけるルーミョウとは元来、単なる言語的集団の区別程度しか意味しなかった。しかし植民地化の後にタタナーは「宗教」化(あるいは「仏教」化)とそれに伴う危機に直面し、タタナーで切り結ばれていた人々の内部に諸形象の異化と変容をもたらした。この先端部分ではルーミョウの「民族」化とカインのタタナーにおける周辺化が起こっていた。このように、ウ・ピンニャとウ・ソオのカレン史がこの時期に現れた背景には、タタナーの変容と危機の深化(タタナーの宗教化・仏教化)、それに相即したルーミョウの異化(ルーミョウの民族化)があった。

スハルト政権下における華人問題の変遷

相沢伸広（京都大学大学院）

インドネシア、スハルト政権下において華人は、同化政策や差別政策など特別な法的措置にしばしば直面したことはよく知られている。そ

は総合大学を冠するものの、西洋型の知識人を育成することよりはむしろ、現地テクノクラートを輩出するための職業訓練校として計画された大学であった。また、計画において同大学は、大学の規模に比して医学部に重きが置かれていた。このようなことから、マラヤ大学の計画は、資本主義社会における合理的な労働者の育成をめざすという意味での公衆衛生学、労働科学とのかかわりにおいても重要な意味を有してものであったといえよう。

第二は、マラヤ大学における学部編成をエスニック・グループ別政治の形成という観点から見ることである。職業訓練とリベラルな知識の追求は、マラヤ大学計画においても大きな問題であった。同レポートは後者の問題を西洋的知識の追求ではなく、現地的な知の追求と洗練に求めた。特筆すべきは、同レポートにおいて提言されたのが、マラヤにかんする総合的な学部ではなく、マラヤに居住する主要な共同体であるマレー、中国、インドのそれぞれの言語や文学を、それぞれの共同体の出身者が研究することを想定されている、べつべつの学部ないしは学科の創設であったことである。このようなエスニック・グループ別の学部編成は、国民統合と近代化の問題を暗示するマレーシア＝「プルーラル・ソサエティ」という現代マレーシアにかんする一般的な知識の形成と、さらにはそのような知識にもとづいたその後の諸政策に大きな影響を与えたといえよう。

植民地期ビルマにおけるカレン民族史諸ヴァージョンの検討

池田一人（東京大学大学院）

ビルマ植民地期末期の10年間に、現在でもひっそりと流通するカレン民族史の基本的な範型が出来上がっている。ウ・ピンニャによるビルマ語の「カイン王統史」(1929年)、ウ・ソオによって同様にビルマ語で書かれた「クウイン大王統記」(1931年)、そしてソオ・アウンフラによるスゴー・カレン語の「プアカニョウの歴史」(1939年)の3つである。これらのテキストは何を主張し、何を背景として、なぜこの時期に出版されたのか。

ウ・ピンニャの最大の関心は、過去におけるカイン王統の存在証明にある。1908年に偶然に発見したという「パオ語で書かれたカイン王統記」文書を根拠に、3種のカインのうちモン古代王国と近い関係にあったモン・カインの二つの王統

を詳述する。カイン王統証明に固執する理由は「カインの王統はなかった」とする論争がビルマ語日刊紙で争われたこと、さらに「1926年ころにカインの民族精神の高揚をみた」ことが挙げられているが、いずれにせよカインという集団が仏教世界で周辺化されつつあるという危機感が読み取れる。ウ・ソオは、カインの起源がインド古代の王名にあることからクウインという名称を正式としつつ、それが仏教世界に連なる正統な存在であることを描こうとする。最後に開陳されるのは、クウインが王都から離れた辺境の野蛮な民として見られてきたが、仏教徒としての徳・資質は人後に落ちない、クウインの指導者はその精神を回復すべき、という主張である。ウ・ソオにもクウインが周辺化されているという危機感がある。これらに対してソオ・アウンフラの執筆動機は異質である。おそらくは前二書の仏教徒の立場からのカレン史を見て、キリスト教、あるいはそれに接続すると観念される「古来の単神論的宗教の伝統」の上にプアカニョウ(カレン)を位置づけようとした。

ところで、ウ・ピンニャとウ・ソオが描き出す世界を縦貫するような規範で、上に易々と「仏教」と名づけてしまった信仰の体系全体を表す言葉は、じつは彼らの著書の中ではほとんど現れない。それほどに所与の前提であるこの信仰の体系を「タタナー」(教え～宗教)という言葉に仮託すれば、タタナーの内部にカインを位置づける中間媒体は「ルーミョウ」(人の種類～民族)という言葉になる。タタナーにおけるルーミョウとは元来、単なる言語的集団の区別程度しか意味しなかった。しかし植民地化の後にタタナーは「宗教」化(あるいは「仏教」化)とそれに伴う危機に直面し、タタナーで切り結ばれていた人々の内部に諸形象の異化と変容をもたらした。この先端部分ではルーミョウの「民族」化とカインのタタナーにおける周辺化が起こっていた。このように、ウ・ピンニャとウ・ソオのカレン史がこの時期に現れた背景には、タタナーの変容と危機の深化(タタナーの宗教化・仏教化)、それに相即したルーミョウの異化(ルーミョウの民族化)があった。

スハルト政権下における華人問題の変遷

相沢伸広（京都大学大学院）

インドネシア、スハルト政権下において華人は、同化政策や差別政策など特別な法的措置にしばしば直面したことはよく知られている。そ

は総合大学を冠するものの、西洋型の知識人を育成することよりはむしろ、現地テクノクラートを輩出するための職業訓練校として計画された大学であった。また、計画において同大学は、大学の規模に比して医学部に重きが置かれていた。このようなことから、マラヤ大学の計画は、資本主義社会における合理的な労働者の育成をめざすという意味での公衆衛生学、労働科学とのかかわりにおいても重要な意味を有してものであったといえよう。

第二は、マラヤ大学における学部編成をエスニック・グループ別政治の形成という観点から見ることである。職業訓練とリベラルな知識の追求は、マラヤ大学計画においても大きな問題であった。同レポートは後者の問題を西洋的知識の追求ではなく、現地的な知の追求と洗練に求めた。特筆すべきは、同レポートにおいて提言されたのが、マラヤにかんする総合的な学部ではなく、マラヤに居住する主要な共同体であるマレー、中国、インドのそれぞれの言語や文学を、それぞれの共同体の出身者が研究することを想定されている、べつべつの学部ないしは学科の創設であったことである。このようなエスニック・グループ別の学部編成は、国民統合と近代化の問題を暗示するマレーシア＝「プルーラル・ソサエティ」という現代マレーシアにかんする一般的な知識の形成と、さらにはそのような知識にもとづいたその後の諸政策に大きな影響を与えたといえよう。

植民地期ビルマにおけるカレン民族史諸ヴァージョンの検討

池田一人（東京大学大学院）

ビルマ植民地期末期の10年間に、現在でもひっそりと流通するカレン民族史の基本的な範型が出来上がっている。ウ・ピンニャによるビルマ語の「カイン王統史」(1929年)、ウ・ソオによって同様にビルマ語で書かれた「クウイン大王統記」(1931年)、そしてソオ・アウンフラによるスゴー・カレン語の「プアカニョウの歴史」(1939年)の3つである。これらのテキストは何を主張し、何を背景として、なぜこの時期に出版されたのか。

ウ・ピンニャの最大の関心は、過去におけるカイン王統の存在証明にある。1908年に偶然に発見したという「パオ語で書かれたカイン王統記」文書を根拠に、3種のカインのうちモン古代王国と近い関係にあったモン・カインの二つの王統

を詳述する。カイン王統証明に固執する理由は「カインの王統はなかった」とする論争がビルマ語日刊紙で争われたこと、さらに「1926年ころにカインの民族精神の高揚をみた」ことが挙げられているが、いずれにせよカインという集団が仏教世界で周辺化されつつあるという危機感が読み取れる。ウ・ソオは、カインの起源がインド古代の王名にあることからクウインという名称を正式としつつ、それが仏教世界に連なる正統な存在であることを描こうとする。最後に開陳されるのは、クウインが王都から離れた辺境の野蛮な民として見られてきたが、仏教徒としての徳・資質は人後に落ちない、クウインの指導者はその精神を回復すべき、という主張である。ウ・ソオにもクウインが周辺化されているという危機感がある。これらに対してソオ・アウンフラの執筆動機は異質である。おそらくは前二書のカレン史の立場からのカレン史を見て、キリスト教、あるいはそれに接続すると観念される「古来の単神論的宗教の伝統」の上にプアカニョウ(カレン)を位置づけようとした。

ところで、ウ・ピンニャとウ・ソオが描き出す世界を縦貫するような規範で、上に易々と「仏教」と名づけてしまった信仰の体系全体を表す言葉は、じつは彼らの著書の中ではほとんど現れない。それほどに所与の前提であるこの信仰の体系を「タタナー」(教え～宗教)という言葉に仮託すれば、タタナーの内部にカインを位置づける中間媒体は「ルーミョウ」(人の種類～民族)という言葉になる。タタナーにおけるルーミョウとは元来、単なる言語的集団の区別程度しか意味しなかった。しかし植民地化の後にタタナーは「宗教」化(あるいは「仏教」化)とそれに伴う危機に直面し、タタナーで切り結ばれていた人々の内部に諸形象の異化と変容をもたらした。この先端部分ではルーミョウの「民族」化とカインのタタナーにおける周辺化が起こっていた。このように、ウ・ピンニャとウ・ソオのカレン史がこの時期に現れた背景には、タタナーの変容と危機の深化(タタナーの宗教化・仏教化)、それに相即したルーミョウの異化(ルーミョウの民族化)があった。

スハルト政権下における華人問題の変遷

相沢伸広（京都大学大学院）

インドネシア、スハルト政権下において華人は、同化政策や差別政策など特別な法的措置にしばしば直面したことはよく知られている。そ

うした措置が華人自身に及ぼした影響については既に非常に多くの研究が行われてきたものの、そもそもその政策・法令自身が、具体的にどのような政治的背景や経緯で政府内のどのような部局が立案・決定したのかについてはこれまで殆ど明らかになっていない。インドネシアの華人問題はオランダ植民地期までさかのぼる長い歴史のある問題であるが、スハルト政権期においては、政府全体が一体となって解決すべき公式の問題として了解された。世界に類を見ない華人問題解決専門の政府機関が設立され、専門家が登用され、対華人政策が実行された。

本発表においては、1967年以來、スハルト政権において華人問題の対応について中心的役割をになった二つの政府内専門機関・委員会に焦点を当てる。その両機関、委員会の分析を通じて、スハルト期のインドネシア政府にとって華人問題とは具体的にどのような問題であったのかを明らかにしたい。

注目する専門機関とは、第一に1967年4月に設立された華人・中国問題 (Masalah Tjina) 解決政策立案国家委員会である。スカルノ期には散発的に施行されていた対華人政策・法律をとりまとめ、華人問題とは政府が総合的に取り組む問題であると初めて位置づけたのがこの委員会であった。華人・中国問題解決基本政策を策定し、スハルト期その後の華人政策の基礎を築いた極めて重要な委員会である。大統領直轄であり、政治、社会文化、経済財政の三小委員会によって構成され、スハルト大統領代行就任の僅か約一ヵ月後に設立されていることから、新体制確立に際しての、問題の重要性が伺える。この委員会の設立経緯の検証、および委員会の報告書の分析により明らかになるのは、スハルト体制の対華人政策の出発点、主眼が、なによりもまず中国共産党のインドネシアに対する脅威をいかに排除するか、という点にあったことである。インドネシア政府が中国語を制限したのも、当初は、同化・統合といった国民統合の問題よりも、対中国安全保障の問題にあったからであった。

第二に注目するのが前出の委員会の趣旨に基づいて1973年6月に設立された華人・中国問題調整庁である。国家情報調整庁の下に組織され、各省庁、軍の代表が集められ、華人問題に関連する広範な議題を、約30年間にわたって調整する役割を担った。なぜ、華人問題の担当機関が移民局や内務省などではなく、国家情報調整庁のもとに置かれたのか。この調整庁の資料分析

を通じて、インドネシアにおける華人・中国問題の特徴、すなわち問題の広範性および、スハルト政権初期において華人問題の解決の主導権を担ったのが政府の情報部門であったことが明らかになる。

スハルト政権にとって華人をどう処遇するかは国内治安、外交にとどまらず、国民統合や経済的富の分配の問題でもあった。様々な政治経済的状況変化のなかで、華人問題の定義の仕方や、その解決策の選択は、政権運営にとって非常に重要な要素でありつづけた。それゆえ、世界最大の華人居住国といわれるインドネシアの華人問題の理解には、スハルト政権の創成期にあって、問題の担当部局であったこの両委員会・機関がどのような問題の立て方をし、どのような解決策を選択したのか。まず、その経緯を明らかにすることが欠かせない。

マニラにおけるムスリム・コミュニティの展開—1970年代以降を中心として—

渡邊暁子 (京都大学大学院)

本発表の目的は、1) フィリピンのマニラ首都圏におけるムスリム・コミュニティの形成過程をマクロな政治的、社会的変動との関係において跡づけ、2) 主に1970年代以降のコミュニティ形成パターンとその社会経済的特徴を検討する。これらの作業を通じて、フィリピン・ムスリムの現代史的位相を宗教的要因と経済的要因の双方をふまえて描くことを試みる。従来のフィリピン・ムスリム研究はミンダナオ地方の特定の民族集団を主な対象としてきた。マニラのムスリムについては人類学的研究がいくつか著されているが、それらは予備的な考察を超えるものではなく、首都圏のムスリム・コミュニティの展開を政治的文脈をふまえて通時的に考察しようとする試みはほとんどなされていない。

1960年代末から始まるミンダナオ紛争を契機として、フィリピン・ムスリムの生活域はフィリピン南部からマニラ首都圏へと拡大した。今日マニラには10万人以上のムスリムがキリスト教徒が圧倒的多数を占める社会のなかで生活を営んでいる。モスクを中心とする社会集団としてのムスリム・コミュニティは、ミンダナオ地方では民族ごとにわかれており、比較的はっきりとした地理的境界をもつことが多い。これに対しマニラのムスリム・コミュニティは複数の民族によって構成されていることが多く、緩やかな社会的まとまりは共通してみられるものの、

うした措置が華人自身に及ぼした影響については既に非常に多くの研究が行われてきたものの、そもそもその政策・法令自身が、具体的にどのような政治的背景や経緯で政府内のどのような部局が立案・決定したのかについてはこれまで殆ど明らかになっていない。インドネシアの華人問題はオランダ植民地期までさかのぼる長い歴史のある問題であるが、スハルト政権期においては、政府全体が一体となって解決すべき公式の問題として了解された。世界に類を見ない華人問題解決専門の政府機関が設立され、専門家が登用され、対華人政策が実行された。

本発表においては、1967年以來、スハルト政権において華人問題の対応について中心的役割をになった二つの政府内専門機関・委員会に焦点を当てる。その両機関、委員会の分析を通じて、スハルト期のインドネシア政府にとって華人問題とは具体的にどのような問題であったのかを明らかにしたい。

注目する専門機関とは、第一に1967年4月に設立された華人・中国問題 (Masalah Tjina) 解決政策立案国家委員会である。スカルノ期には散発的に施行されていた対華人政策・法律をとりまとめ、華人問題とは政府が総合的に取り組む問題であると初めて位置づけたのがこの委員会であった。華人・中国問題解決基本政策を策定し、スハルト期その後の華人政策の基礎を築いた極めて重要な委員会である。大統領直轄であり、政治、社会文化、経済財政の三小委員会によって構成され、スハルト大統領代行就任の僅か約一ヵ月後に設立されていることから、新体制確立に際しての、問題の重要性が伺える。この委員会の設立経緯の検証、および委員会の報告書の分析により明らかになるのは、スハルト体制の対華人政策の出発点、主眼が、なによりもまず中国共産党のインドネシアに対する脅威をいかに排除するか、という点にあったことである。インドネシア政府が中国語を制限したのも、当初は、同化・統合といった国民統合の問題よりも、対中国安全保障の問題にあったからであった。

第二に注目するのが前出の委員会の趣旨に基づいて1973年6月に設立された華人・中国問題調整庁である。国家情報調整庁の下に組織され、各省庁、軍の代表が集められ、華人問題に関連する広範な議題を、約30年間にわたって調整する役割を担った。なぜ、華人問題の担当機関が移民局や内務省などではなく、国家情報調整庁のもとに置かれたのか。この調整庁の資料分析

を通じて、インドネシアにおける華人・中国問題の特徴、すなわち問題の広範性および、スハルト政権初期において華人問題の解決の主導権を担ったのが政府の情報部門であったことが明らかになる。

スハルト政権にとって華人をどう処遇するかは国内治安、外交にとどまらず、国民統合や経済的富の分配の問題でもあった。様々な政治経済的状況変化のなかで、華人問題の定義の仕方や、その解決策の選択は、政権運営にとって非常に重要な要素でありつづけた。それゆえ、世界最大の華人居住国といわれるインドネシアの華人問題の理解には、スハルト政権の創成期にあって、問題の担当部局であったこの両委員会・機関がどのような問題の立て方をし、どのような解決策を選択したのか。まず、その経緯を明らかにすることが欠かせない。

マニラにおけるムスリム・コミュニティの展開—1970年代以降を中心として—

渡邊暁子 (京都大学大学院)

本発表の目的は、1) フィリピンのマニラ首都圏におけるムスリム・コミュニティの形成過程をマクロな政治的、社会的変動との関係において跡づけ、2) 主に1970年代以降のコミュニティ形成パターンとその社会経済的特徴を検討する。これらの作業を通じて、フィリピン・ムスリムの現代史的位相を宗教的要因と経済的要因の双方をふまえて描くことを試みる。従来のフィリピン・ムスリム研究はミンダナオ地方の特定の民族集団を主な対象としてきた。マニラのムスリムについては人類学的研究がいくつか著されているが、それらは予備的な考察を超えるものではなく、首都圏のムスリム・コミュニティの展開を政治的文脈をふまえて通時的に考察しようとする試みはほとんどなされていない。

1960年代末から始まるミンダナオ紛争を契機として、フィリピン・ムスリムの生活域はフィリピン南部からマニラ首都圏へと拡大した。今日マニラには10万人以上のムスリムがキリスト教徒が圧倒的多数を占める社会のなかで生活を営んでいる。モスクを中心とする社会集団としてのムスリム・コミュニティは、ミンダナオ地方では民族ごとにわかれており、比較的はっきりとした地理的境界をもつことが多い。これに対しマニラのムスリム・コミュニティは複数の民族によって構成されていることが多く、緩やかな社会的まとまりは共通してみられるものの、

地理的境界はしばしばあいまいである。

マニラのムスリム社会は1970年代を境に大きく変貌した。従来マニラに住むムスリムの主流は、第二次世界大戦前から政治的地位を確保し続けているエリート層か、または単身男性の季節労働者であった。しかし1970年代以降は、マニラに定着する一般の夫婦家族がエリートや季節労働者の数を大きく上回るようになり、また80年代後半以降はマニラを拠点として中東諸国への出稼ぎを繰り返す独身女性も急増した。

ムスリム人口の増加にともなってムスリム・コミュニティは首都圏の各地に広がり、同時にその形態も多様化した。古くからマニラに存在してきたのは、職住近接の多民族からなる「拠点コミュニティ」である。しかし1970年代以降は、政策的につくられた「公的コミュニティ」や、特定の民族集団がかつての拠点コミュニティから分離して新たに形成した「派生コミュニティ」、居住地ではなく職場の関係で結びついた「職場コミュニティ」などもみられるようになった。こうしたムスリム・コミュニティの多様化は、政府の対ムスリム政策、中東ムスリム諸国やイスラーム NGO の関与、80年代以降の中東諸国への出稼ぎ労働者の急増などと連動した政治的、社会的な現象としてとらえることができる。これらのコミュニティの形成パターンを検討することによって、イスラームに準拠しない集団の出現や経済的階層化の進行といった例に代表されるように、これまで一枚岩的に扱われてきたマニラのムスリム社会が、異なる社会経済的特徴をもつ多様な集団から構成されているということが明らかとされる。

ベトナムにおける少数民族幹部養成政策と民族寄宿学校の役割—1990年代の「第7プログラム」に関する検討を中心として—

伊藤未帆（東京大学大学院）

54の公定民族を抱える多民族国家ベトナムにおいて、1986年のドイモイ政策の導入は、1960年代半ば以降の「国民としての一元的統合」の重視から「民族構成の多様性」を尊重する方向へと民族政策理念を大きく方針転換させた。従来の先行研究ではこのドイモイ期民族政策の理念と政策を基本的に一体のものとし、両者の関係性それ自体を問う試みはなされてこなかった。そこで本報告は「寄宿民族普通学校（以下、民族寄宿学校）」の整備という教育政策に着目し、ドイモイ期における民族政策の理念と政

策の関係性とズレについて明らかにすることを目的とする。資料としてはベトナム政府、教育訓練省による公文書のほか、ランソン省チラン県におけるインタビューおよびアンケート調査結果を用い、民族寄宿学校に対する少数民族社会の認識について分析を行う。

国民の一元的統合が強調されていた1986年以前、山間部少数民族地域（以下、山間部）の発展は主として平野部から派遣されるキン族が中心となり、地元幹部は事実上補充要員的に位置づけられていた。しかし平野部のキン族幹部は山間部へ長期的に定着定住せず、一方で地元幹部は教育水準的な限界を抱えていたことから、山間部の幹部構造はいわば空洞化ともいえる状態が続いてきた。

ドイモイ期の新しい民族政策理念は、地元の少数民族幹部を山間部開発の主体的担い手とみなすことでこうした状況を根本的に解決しようと試みた。そこで教育訓練省は新たに少数民族を対象とした民族寄宿学校を整備することにより、地元の少数民族幹部を養成する政策を打ち出した。これが1991年に始まる「第7プログラム」である。

この民族寄宿学校の存在は、少数民族地域社会において二つの面で「少数民族性」のシンボルとして受け止められた。第一に、国民教育システムにおける「少数民族に対する優遇的措置」のシンボルである。これは、「僻地」の少数民族に対する入学者の優先割り当て、および学費免除などの経済的優遇措置に由来する。第二に、国民教育システムにおける「少数民族の進学プロセス」のシンボルである。これは、将来的に幹部として就職することをめざし、高等教育機関への高い進学率を実現したことによる。こうした「少数民族性」のシンボル化を通して、民族寄宿学校は「僻地」の少数民族を国民教育システムに動員し、その中で少数民族の学歴エリートを作り上げる機能を果たすこととなった。

以上のように、ドイモイ期に誕生した民族寄宿学校とは、政策決定者の側が「少数民族性」をシンボル化して提示することで、少数民族を一元化された国家教育システムへ動員することを目的としていた。すなわちこれは、「民族構成の多様性」を尊重するという理念のもとで、制度の多元化ではなく、対象を多元的に捉えた上で一元的な制度へ動員するという方法をもって多民族国家としてのまとまりを求める政策のあり方として位置づけられる。

地理的境界はしばしばあいまいである。

マニラのムスリム社会は1970年代を境に大きく変貌した。従来マニラに住むムスリムの主流は、第二次世界大戦前から政治的地位を確保し続けているエリート層か、または単身男性の季節労働者であった。しかし1970年代以降は、マニラに定着する一般の夫婦家族がエリートや季節労働者の数を大きく上回るようになり、また80年代後半以降はマニラを拠点として中東諸国への出稼ぎを繰り返す独身女性も急増した。

ムスリム人口の増加にともなってムスリム・コミュニティは首都圏の各地に広がり、同時にその形態も多様化した。古くからマニラに存在してきたのは、職住近接の多民族からなる「拠点コミュニティ」である。しかし1970年代以降は、政策的につくられた「公的コミュニティ」や、特定の民族集団がかつての拠点コミュニティから分離して新たに形成した「派生コミュニティ」、居住地ではなく職場の関係で結びついた「職場コミュニティ」などもみられるようになった。こうしたムスリム・コミュニティの多様化は、政府の対ムスリム政策、中東ムスリム諸国やイスラーム NGO の関与、80年代以降の中東諸国への出稼ぎ労働者の急増などと連動した政治的、社会的な現象としてとらえることができる。これらのコミュニティの形成パターンを検討することによって、イスラームに準拠しない集団の出現や経済的階層化の進行といった例に代表されるように、これまで一枚岩的に扱われてきたマニラのムスリム社会が、異なる社会経済的特徴をもつ多様な集団から構成されているということが明らかとされる。

ベトナムにおける少数民族幹部養成政策と民族寄宿学校の役割—1990年代の「第7プログラム」に関する検討を中心として—

伊藤未帆（東京大学大学院）

54の公定民族を抱える多民族国家ベトナムにおいて、1986年のドイモイ政策の導入は、1960年代半ば以降の「国民としての一元的統合」の重視から「民族構成の多様性」を尊重する方向へと民族政策理念を大きく方針転換させた。従来の先行研究ではこのドイモイ期民族政策の理念と政策を基本的に一体のものとし、両者の関係性それ自体を問う試みはなされてこなかった。そこで本報告は「寄宿民族普通学校（以下、民族寄宿学校）」の整備という教育政策に着目し、ドイモイ期における民族政策の理念と政

策の関係性とズレについて明らかにすることを目的とする。資料としてはベトナム政府、教育訓練省による公文書のほか、ランソン省チラン県におけるインタビューおよびアンケート調査結果を用い、民族寄宿学校に対する少数民族社会の認識について分析を行う。

国民の一元的統合が強調されていた1986年以前、山間部少数民族地域（以下、山間部）の発展は主として平野部から派遣されるキン族が中心となり、地元幹部は事実上補充要員的に位置づけられていた。しかし平野部のキン族幹部は山間部へ長期的に定着定住せず、一方で地元幹部は教育水準的な限界を抱えていたことから、山間部の幹部構造はいわば空洞化ともいえる状態が続いてきた。

ドイモイ期の新しい民族政策理念は、地元の少数民族幹部を山間部開発の主体的担い手とみなすことでこうした状況を根本的に解決しようと試みた。そこで教育訓練省は新たに少数民族を対象とした民族寄宿学校を整備することにより、地元の少数民族幹部を養成する政策を打ち出した。これが1991年に始まる「第7プログラム」である。

この民族寄宿学校の存在は、少数民族地域社会において二つの面で「少数民族性」のシンボルとして受け止められた。第一に、国民教育システムにおける「少数民族に対する優遇的措置」のシンボルである。これは、「僻地」の少数民族に対する入学者の優先割り当て、および学費免除などの経済的優遇措置に由来する。第二に、国民教育システムにおける「少数民族の進学プロセス」のシンボルである。これは、将来的に幹部として就職することをめざし、高等教育機関への高い進学率を実現したことによる。こうした「少数民族性」のシンボル化を通して、民族寄宿学校は「僻地」の少数民族を国民教育システムに動員し、その中で少数民族の学歴エリートを作り上げる機能を果たすこととなった。

以上のように、ドイモイ期に誕生した民族寄宿学校とは、政策決定者の側が「少数民族性」をシンボル化して提示することで、少数民族を一元化された国家教育システムへ動員することを目的としていた。すなわちこれは、「民族構成の多様性」を尊重するという理念のもとで、制度の多元化ではなく、対象を多元的に捉えた上で一元的な制度へ動員するという方法をもって多民族国家としてのまとまりを求める政策のあり方として位置づけられる。

第2会場

オランダ領東インドにおける保健制度

—確立の背景とその後の展開—

村上咲（京都大学大学院）

本発表は20世紀に入り整備された保健制度について、制度化の背景と活動の中心となった感染症対策のあり方から、オランダ領東インドにおける統治の近代化の一面を描くものである。19世紀後半の交通手段の向上や農業の自由化を背景に、世紀の変わり目、様々な分野において東インドの統治は近代化されていく。19世紀には公的な制度がほとんど整備されていなかった保健衛生においても同じことがいえる。拡大するヨーロッパ人社会そのものは、住空間の隔離と衛生設備の整備によって健康的な生活を次第に獲得するが、隔離は完全なものではなく、また彼らの経済活動を支えるのは原住民社会であった。一方、東スマトラのプランテーションや軍を中心に病理学が発展し、病理において人種の差異はなく、公衆衛生の整備によって原住民の健康状態も改善しうることが示された。さらに19世紀後半に入りコレラの流行頻度は増し、整備されつつある国際的な伝染病情報ネットワークの情報を通じてペストもまた東インドを脅かすことになった。

以上を背景に、1911年には検疫規定と伝染病規定は刷新され、伝染病感染時の政府の介入が法制化され、同年これまで軍医務局長官の下に置かれていた市民医務局を独立させ、予算、人員を再整備するかたちで、制度そのものの見直しが行われた。保健の制度化においては二つのベクトルが見られた。一つは倫理主義的風潮を受け、原住民福祉の一環として医療の充実を図ること、もう一つは感染症対策である。医療の充実は、当初からキリスト教会の活動が先んじ、補助金制度を通じて私機関や整備されつつある地方自治体に移管されていく。よってここでは活動の中心となる感染症対策を検討する。

市民医務局は1911年より始まるペスト対策を機に感染症対策の主導的立場を獲得し、調査研究に基づく公衆衛生対策をとり入れるようになる。ここでは、それぞれ専門の部門を設置して対策の行なわれたペストとマラリアの対策を採り上げる。ペスト対策は試行錯誤の後、1914年以降媒介動物とされた家鼠対策として住居改築事業とその後の監督が主流となる。ペストはワクチンが開発され収束するまでに約22万人の死者を出す、約16万軒の改築が行なわれること

となった。19世紀末に病理が明らかになるマラリアに対しても、BGDは媒介動物対策を中心に、1910年代にアノフェレス蚊の種別に対策を講じる方法が提唱され、1924年設置されるマラリア局を中心に、海岸部の養魚池や農村部の灌漑地域において小規模で定期的な管理を伴う排水措置がとられた。

以上のように、保健分野での近代化は専門知識に基づく把握と監督を中央集権的に行なう感染症対策を意味し、また原住民の生活や生産空間を管理しようとするものであった。対策の中心となった工学的措置は同時に監督という目を持ち込み、生活習慣そのものを変えるべきだという論調を生む。つまり、専門化された機関による処方箋は疾病そのものにむけられるわけではなく、住民生活に対して近代化を諭すものであった。

イギリス植民地帝国秩序維持と政治警察

—ルフラン事件を事例として—

鬼丸武士（京都大学大学院）

戦間期、アジア各地で繰り広げられていた共産主義運動には2つの種類があった。1つ目は共産党などを中心にして国家や地域の枠の中でおこなわれる運動であり、もう1つはこの国家や地域の外側から内側へ浸透してこようとする運動であった。この後者の国際共産主義運動を担った組織が、1919年3月にモスクワで設立された第3インターナショナル、通称コミンテルンであった。このコミンテルンの浸透にいかに対処するのか、これがアジア各地の治安担当部局の課題であり、アジアに植民地を保有していたイギリスもその例外ではなかった。そして、イギリスの植民地でコミンテルンを含めた共産主義運動に対処した組織が高等課（Special Branch）などに代表される政治警察であった。しかしながらこれまでの研究において、政治警察がこのコミンテルンの浸透にどのように対処したのかは明らかにされてきたとは言えない。

そこで本報告は1931年にシンガポールでコミンテルンによって派遣されたフランス人のエージェント、セルジュ・ルフラン（本名ジョセフ・デュクルー）が逮捕された事件、通称「ルフラン事件」を事例として取り上げ、イギリス植民地の政治警察にとってこの事件が、コミンテルンの活動に対処する上でどのような意味があったのかを明らかにすることを目的とする。「ルフラン事件」を事例として取り上げる理由は、こ

第2会場

オランダ領東インドにおける保健制度

—確立の背景とその後の展開—

村上咲（京都大学大学院）

本発表は20世紀に入り整備された保健制度について、制度化の背景と活動の中心となった感染症対策のあり方から、オランダ領東インドにおける統治の近代化の一面を描くものである。19世紀後半の交通手段の向上や農業の自由化を背景に、世紀の変わり目、様々な分野において東インドの統治は近代化されていく。19世紀には公的な制度がほとんど整備されていなかった保健衛生においても同じことがいえる。拡大するヨーロッパ人社会そのものは、住空間の隔離と衛生設備の整備によって健康的な生活を次第に獲得するが、隔離は完全なものではなく、また彼らの経済活動を支えるのは原住民社会であった。一方、東スマトラのプランテーションや軍を中心に病理学が発展し、病理において人種の差異はなく、公衆衛生の整備によって原住民の健康状態も改善しうることが示された。さらに19世紀後半に入りコレラの流行頻度は増し、整備されつつある国際的な伝染病情報ネットワークの情報を通じてペストもまた東インドを脅かすことになった。

以上を背景に、1911年には検疫規定と伝染病規定は刷新され、伝染病感染時の政府の介入が法制化され、同年これまで軍医務局長官の下に置かれていた市民医務局を独立させ、予算、人員を再整備するかたちで、制度そのものの見直しが行われた。保健の制度化においては二つのベクトルが見られた。一つは倫理主義的風潮を受け、原住民福祉の一環として医療の充実を図ること、もう一つは感染症対策である。医療の充実は、当初からキリスト教会の活動が先んじ、補助金制度を通じて私機関や整備されつつある地方自治体に移管されていく。よってここでは活動の中心となる感染症対策を検討する。

市民医務局は1911年より始まるペスト対策を機に感染症対策の主導的立場を獲得し、調査研究に基づく公衆衛生対策をとり入れるようになる。ここでは、それぞれ専門の部門を設置して対策の行なわれたペストとマラリアの対策を採り上げる。ペスト対策は試行錯誤の後、1914年以降媒介動物とされた家鼠対策として住居改築事業とその後の監督が主流となる。ペストはワクチンが開発され収束するまでに約22万人の死者を出す、約16万軒の改築が行なわれること

となった。19世紀末に病理が明らかになるマラリアに対しても、BGDは媒介動物対策を中心に、1910年代にアノフェレス蚊の種別に対策を講じる方法が提唱され、1924年設置されるマラリア局を中心に、海岸部の養魚池や農村部の灌漑地域において小規模で定期的な管理を伴う排水措置がとられた。

以上のように、保健分野での近代化は専門知識に基づく把握と監督を中央集権的に行なう感染症対策を意味し、また原住民の生活や生産空間を管理しようとするものであった。対策の中心となった工学的措置は同時に監督という目を持ち込み、生活習慣そのものを変えるべきだという論調を生む。つまり、専門化された機関による処方箋は疾病そのものにむけられるわけではなく、住民生活に対して近代化を諭すものであった。

イギリス植民地帝国秩序維持と政治警察

—ルフラン事件を事例として—

鬼丸武士（京都大学大学院）

戦間期、アジア各地で繰り広げられていた共産主義運動には2つの種類があった。1つ目は共産党などを中心にして国家や地域の枠の中でおこなわれる運動であり、もう1つはこの国家や地域の外側から内側へ浸透してこようとする運動であった。この後者の国際共産主義運動を担った組織が、1919年3月にモスクワで設立された第3インターナショナル、通称コミンテルンであった。このコミンテルンの浸透にいかに対処するのか、これがアジア各地の治安担当部局の課題であり、アジアに植民地を保有していたイギリスもその例外ではなかった。そして、イギリスの植民地でコミンテルンを含めた共産主義運動に対処した組織が高等課（Special Branch）などに代表される政治警察であった。しかしながらこれまでの研究において、政治警察がこのコミンテルンの浸透にどのように対処したのかは明らかにされてきたとは言えない。

そこで本報告は1931年にシンガポールでコミンテルンによって派遣されたフランス人のエージェント、セルジュ・ルフラン（本名ジョセフ・デュクルー）が逮捕された事件、通称「ルフラン事件」を事例として取り上げ、イギリス植民地の政治警察にとってこの事件が、コミンテルンの活動に対処する上でどのような意味があったのかを明らかにすることを目的とする。「ルフラン事件」を事例として取り上げる理由は、こ

の事件の結果、上海に存在したコミンテルンの中間指導組織を管理していた人物が上海の政治警察によって逮捕され、この当時のアジアにおけるコミンテルンの活動が露呈することになったからである。

史料としては上海の共同租界の警察機構であった工部局警察高等課が作成した上海工部局警察資料 (Shanghai Municipal Police Files) と、イギリス海峡植民地警察の犯罪捜査局によるこの事件の報告書、そして海峡植民地警察高等課が発行していた月報 (Political Intelligence Journal) を使用する。上海の史料を使用するのは、「ルフラン事件」についての先行研究が全てシンガポールの史料だけを使っており、上海の史料を使用することによってこれまでの研究に対して新しい視角を与えることが出来ると考えるからである。

本報告では以上のような史料を使って、ルフランがいつ頃から政治警察によってマークされていたのか、ルフランのミッションを政治警察がどのように捉えていたのか、ルフランはなぜ逮捕されたのかについて考察をおこない、最終的に「ルフラン事件」が政治警察にとってコミンテルンに対処する上でどのような意義があったのかを、事件から得られた情報に注目して明らかにする。

タイ近代警察の蹉跌

水谷康弘 (京都大学大学院)

本発表では、1930年代から40年代中盤までのタイにおける警察機構を見ることによって、人民党政権下での国内統治のあり方を検討する。

アドゥン・アドゥンデートチャラットが警察局長の地位にあった1936年から45年にかけて、警察組織の規模および権限の急速な拡大、中央公安警察の役割に代表される政敵取締りの強化などにより、タイ国家の警察力は飛躍的な発展を遂げたとされている。しかし、これらの説明は表面的な制度のみを追うか、あるいは一部局の政治的な役割が強調される結果になっており、国家統治機構としての警察がどのように運営されていたか明らかではない。当時の国内統治において、内務省の最大関心事は地方における治安維持にあり、そのなかで警察が飛びぬけて大きな人員と予算を抱えていたにもかかわらず、である。1932年の絶対王政打倒いらい統治改革を推し進めたとされる人民党政府のもと、警察に代表されるはずの治安維持は、本当に実

効をもって行われていたのであろうか。

本発表の目的は、制度自体に加えてその制度の運用がいかになされたかに注目することにより、上記の問題に対する解答を試みることである。また、それによって人民党時代の内務省が地方統治という業務をどのように認識していたか、その一断面を示すことができると考える。

資料としては、内務省および警察局・統治局が出した省局令や通知、および公文書館所蔵の行政文書を主として使用する。これとともに適宜、関係者の葬礼本や回想録、雑誌記事などを使用する。

まず、実際に警察局を担った人材の供給について、幹部将校と末端の巡査に分けて検討を加えたのち、予算と諸設備の問題を当局の意識に照らして概観する。ついで、警察の権限拡大において大きな争点となった犯罪人取調べの権限について検討する。取調べ権の問題は、警察の問題であると同時に、地方統治における行政機構の職掌分担の徹底という、より大きな問題でもあった。ここでは警察への一括権限委譲が何をもたらしたのか、やや立ち入って見てゆくこととしたい。

結論は、つぎの通りである。立憲革命以後、第二次大戦期にかけてのタイ警察は、急激な拡大によって逆に国家機構としての一体性と効率性を失うことになり、アドゥン時代におこなわれた改革のいくつかは、戦後になって無効化されてしまった。機能別に編成された行政機構による近代的統治といえばチャクリー改革以来の建前であったが、これを地方統治の場面で実際に徹底しようとした政府の試みは水泡に帰したのであった。

上ビルマ農村における早乙女組の活動について

飯國有佳子 (総合研究大学院大学)

上座仏教社会では、出家した僧侶と在家信者との間には、戒律等の厳格な差異があり、出家行為を巡っては、制度上男女間に差異が見られる。こうした状況を踏まえ、東南アジア大陸部における仏教と女性に関する先行研究では、女性修行者や瞑想修行者といった「出家」志向の在家仏教徒女性が、主たる研究対象となってきた経緯があり、非「出家」志向の在家仏教徒女性については、出家できない故の宗教活動の多様性が指摘されるに留まっていた。そこで、本発表では、上ビルマ農村の事例から、在家仏教

の事件の結果、上海に存在したコミンテルンの中間指導組織を管理していた人物が上海の政治警察によって逮捕され、この当時のアジアにおけるコミンテルンの活動が露呈することになったからである。

史料としては上海の共同租界の警察機構であった工部局警察高等課が作成した上海工部局警察資料 (Shanghai Municipal Police Files) と、イギリス海峡植民地警察の犯罪捜査局によるこの事件の報告書、そして海峡植民地警察高等課が発行していた月報 (Political Intelligence Journal) を使用する。上海の史料を使用するのは、「ルフラン事件」についての先行研究が全てシンガポールの史料だけを使っており、上海の史料を使用することによってこれまでの研究に対して新しい視角を与えることが出来ると考えるからである。

本報告では以上のような史料を使って、ルフランがいつ頃から政治警察によってマークされていたのか、ルフランのミッションを政治警察がどのように捉えていたのか、ルフランはなぜ逮捕されたのかについて考察をおこない、最終的に「ルフラン事件」が政治警察にとってコミンテルンに対処する上でどのような意義があったのかを、事件から得られた情報に注目して明らかにする。

タイ近代警察の蹉跎

水谷康弘 (京都大学大学院)

本発表では、1930年代から40年代中盤までのタイにおける警察機構を見ることによって、人民党政権下での国内統治のあり方を検討する。

アドゥン・アドゥンデートチャラットが警察局長の地位にあった1936年から45年にかけて、警察組織の規模および権限の急速な拡大、中央公安警察の役割に代表される政敵取締りの強化などにより、タイ国家の警察力は飛躍的な発展を遂げたとされている。しかし、これらの説明は表面的な制度のみを追うか、あるいは一部局の政治的な役割が強調される結果になっており、国家統治機構としての警察がどのように運営されていたか明らかではない。当時の国内統治において、内務省の最大関心事は地方における治安維持にあり、そのなかで警察が飛びぬけて大きな人員と予算を抱えていたにもかかわらず、である。1932年の絶対王政打倒いらい統治改革を推し進めたとされる人民党政府のもと、警察に代表されるはずの治安維持は、本当に実

効をもって行われていたのであろうか。

本発表の目的は、制度自体に加えてその制度の運用がいかになされたかに注目することにより、上記の問題に対する解答を試みることである。また、それによって人民党時代の内務省が地方統治という業務をどのように認識していたか、その一断面を示すことができると考える。

資料としては、内務省および警察局・統治局が出した省局令や通知、および公文書館所蔵の行政文書を主として使用する。これとともに適宜、関係者の葬礼本や回想録、雑誌記事などを使用する。

まず、実際に警察局を担った人材の供給について、幹部将校と末端の巡査に分けて検討を加えたのち、予算と諸設備の問題を当局の意識に照らして概観する。ついで、警察の権限拡大において大きな争点となった犯罪人取調べの権限について検討する。取調べ権の問題は、警察の問題であると同時に、地方統治における行政機構の職掌分担の徹底という、より大きな問題でもあった。ここでは警察への一括権限委譲が何をもたらしたのか、やや立ち入って見てゆくこととしたい。

結論は、つぎの通りである。立憲革命以後、第二次大戦期にかけてのタイ警察は、急激な拡大によって逆に国家機構としての一体性と効率性を失うことになり、アドゥン時代におこなわれた改革のいくつかは、戦後になって無効化されてしまった。機能別に編成された行政機構による近代的統治といえばチャクリー改革以来の建前であったが、これを地方統治の場面で実際に徹底しようとした政府の試みは水泡に帰したのであった。

上ビルマ農村における早乙女組の活動について

飯國有佳子 (総合研究大学院大学)

上座仏教社会では、出家した僧侶と在家信者との間には、戒律等の厳格な差異があり、出家行為を巡っては、制度上男女間に差異が見られる。こうした状況を踏まえ、東南アジア大陸部における仏教と女性に関する先行研究では、女性修行者や瞑想修行者といった「出家」志向の在家仏教徒女性が、主たる研究対象となってきた経緯があり、非「出家」志向の在家仏教徒女性については、出家できない故の宗教活動の多様性が指摘されるに留まっていた。そこで、本発表では、上ビルマ農村の事例から、在家仏教

の事件の結果、上海に存在したコミンテルンの中間指導組織を管理していた人物が上海の政治警察によって逮捕され、この当時のアジアにおけるコミンテルンの活動が露呈することになったからである。

史料としては上海の共同租界の警察機構であった工部局警察高等課が作成した上海工部局警察資料 (Shanghai Municipal Police Files) と、イギリス海峡植民地警察の犯罪捜査局によるこの事件の報告書、そして海峡植民地警察高等課が発行していた月報 (Political Intelligence Journal) を使用する。上海の史料を使用するのは、「ルフラン事件」についての先行研究が全てシンガポールの史料だけを使っており、上海の史料を使用することによってこれまでの研究に対して新しい視角を与えることが出来ると考えるからである。

本報告では以上のような史料を使って、ルフランがいつ頃から政治警察によってマークされていたのか、ルフランのミッションを政治警察がどのように捉えていたのか、ルフランはなぜ逮捕されたのかについて考察をおこない、最終的に「ルフラン事件」が政治警察にとってコミンテルンに対処する上でどのような意義があったのかを、事件から得られた情報に注目して明らかにする。

タイ近代警察の蹉跌

水谷康弘 (京都大学大学院)

本発表では、1930年代から40年代中盤までのタイにおける警察機構を見ることによって、人民党政権下での国内統治のあり方を検討する。

アドゥン・アドゥンデートチャラットが警察局長の地位にあった1936年から45年にかけて、警察組織の規模および権限の急速な拡大、中央公安警察の役割に代表される政敵取締りの強化などにより、タイ国家の警察力は飛躍的な発展を遂げたとされている。しかし、これらの説明は表面的な制度のみを追うか、あるいは一部局の政治的な役割が強調される結果になっており、国家統治機構としての警察がどのように運営されていたか明らかではない。当時の国内統治において、内務省の最大関心事は地方における治安維持にあり、そのなかで警察が飛びぬけて大きな人員と予算を抱えていたにもかかわらず、である。1932年の絶対王政打倒いらい統治改革を推し進めたとされる人民党政府のもと、警察に代表されるはずの治安維持は、本当に実

効をもって行われていたのであろうか。

本発表の目的は、制度自体に加えてその制度の運用がいかになされたかに注目することにより、上記の問題に対する解答を試みることである。また、それによって人民党時代の内務省が地方統治という業務をどのように認識していたか、その一断面を示すことができると考える。

資料としては、内務省および警察局・統治局が出した省局令や通知、および公文書館所蔵の行政文書を主として使用する。これとともに適宜、関係者の葬礼本や回想録、雑誌記事などを使用する。

まず、実際に警察局を担った人材の供給について、幹部将校と末端の巡査に分けて検討を加えたのち、予算と諸設備の問題を当局の意識に照らして概観する。ついで、警察の権限拡大において大きな争点となった犯罪人取調べの権限について検討する。取調べ権の問題は、警察の問題であると同時に、地方統治における行政機構の職掌分担の徹底という、より大きな問題でもあった。ここでは警察への一括権限委譲が何をもたらしたのか、やや立ち入って見てゆくこととしたい。

結論は、つぎの通りである。立憲革命以後、第二次大戦期にかけてのタイ警察は、急激な拡大によって逆に国家機構としての一体性と効率性を失うことになり、アドゥン時代におこなわれた改革のいくつかは、戦後になって無効化されてしまった。機能別に編成された行政機構による近代的統治といえばチャクリー改革以来の建前であったが、これを地方統治の場面で実際に徹底しようとした政府の試みは水泡に帰したのであった。

上ビルマ農村における早乙女組の活動について

飯國有佳子 (総合研究大学院大学)

上座仏教社会では、出家した僧侶と在家信者との間には、戒律等の厳格な差異があり、出家行為を巡っては、制度上男女間に差異が見られる。こうした状況を踏まえ、東南アジア大陸部における仏教と女性に関する先行研究では、女性修行者や瞑想修行者といった「出家」志向の在家仏教徒女性が、主たる研究対象となってきた経緯があり、非「出家」志向の在家仏教徒女性については、出家できない故の宗教活動の多様性が指摘されるに留まっていた。そこで、本発表では、上ビルマ農村の事例から、在家仏教

徒女性の宗教活動の一端を明らかにすることを目的とする。その際、在家仏教徒女性の宗教活動の多様性を明らかにする手がかりとして、未婚女性の日常生活と仏教儀礼の関連を事例として取り上げ、非「出家」志向の女性間の、宗教活動にみられる差異に留意した考察を行う。

発表ではまず、未婚女性の世帯内部での役割分担と、宗教活動への関わり方について述べる。そして未婚女性を中心に結成され、宗教活動を行う「初転法輪組」という集団について触れ、その集団が「早乙女組」という農業労働を行うために組織された集団を中心に運営されていることを示す。次に、未婚女性を中心に組織されている早乙女組について、労働形態、雇用、運営方法等について述べ、調査村における2つの早乙女組の比較から、早乙女組が農業労働による効率的な現金収入を目的として結成された集団であることを示す。そして、前述の初転法輪組の事例に加え、ある早乙女組が行った喜捨の事例と、喜捨式という仏教儀礼への参加の様子等の事例から、農業労働を行うために組織された早乙女組が、未婚女性が集団として関わる仏教儀礼においても、重要な位置を占めており、特に早乙女組のリーダーは、自らの組のみならず、未婚女性全体の牽引役を担っていることを示す。これらから、調査村における未婚女性の世代では、早乙女組という農業労働を行うための集団が、宗教活動を行う単位となっていることを明らかにする。

最後に、初転法輪組の他に、調査村において組織されている宗教活動を行う集団の中で、主に女性が関わるものについて簡単に触れる。「斎飯供与当番」、「4地区4頭斎飯供与組」といった僧侶への食事の提供を主とする集団は、世帯単位で組織されるため、既婚女性がその活動の中心を担っており、「大雨安居持戒組」という雨安居に8戒を遵守する集団は、農業労働からも、世帯での責務からも解放された年配女性のみが、個人として参加する集団となっている。このように調査村において、未婚女性の世代を含めた女性の宗教活動は、その女性の属する社会的カテゴリーの違いに基づいて組織された集団毎に、多様な様相を呈していることから、非「出家」志向の在家仏教徒女性の宗教活動を考察する上では、個人の宗教活動だけではなく、集団としての活動にも着目する必要があるといえる。

タイ産高級米ジャスミン・ライスの生産と輸出—東北タイから世界市場へ—

宮田敏之（天理大学）

タイ国は、2001年以降、年間700万トンを超える米の輸出を記録し、世界一の米輸出国としての地位を確かなものになっている。しかしながら、タイの米輸出の特徴は、単に世界最大の米輸出国であるという点だけではなく、世界市場において、インド産のバスマティ・ライス（Basmati Rice）と並び称される高級米ジャスミン・ライス（Jasmine Rice：タイ語 Khao Hom Mali）の生産地と輸出地であるという点にある。

このジャスミン・ライスの特徴は、以下の4点に整理できると考える。

(1) 高価格：独特の香りと風味をもつため、香港やシンガポールなどのアジア市場はもとより、アメリカ合衆国や欧州においてもジャスミン・ライスの需要は大きく、2001年でみると約130万トンが輸出されている。この輸出量は、タイの米輸出全体の20パーセント弱ではあるが、その年平均輸出価格（トン当たり）は2001年が360アメリカドルで、普通白米の輸出価格188ドルの2倍に相当する高値であり、2003年にはジャスミン・ライスが506ドル、後者が203ドルとなっている。

(2) ジャスミン・ライスの品種：ジャスミン・ライスとしてタイ国内外で流通している米の大部分は、「カーオ・ドーク・マリ105（Khao Dok Mali 105：このKhaoは白いの意味）」という品種である。この稲は、1950年代以降、アメリカ政府のミッションとしてタイに赴いたコーネル大学の農学者ハリー・H・ラブ（Dr. Harris H. Love）教授とタイ国農業省（当時）がおこなった在来種の収集調査の中で、タイ中央部のチャチュンサオ県のバーンクラ郡において採取された香りの良い在来種の中から選抜されたものである。

(3) 東北タイ：このカーオ・ドーク・マリ105という米の生産は、タイを代表する穀倉地帯であるチャオプラヤ川流域ではなく、比較的降水量の少ない、なだらかな高原地域の東北タイ（イーサーン地方）を中心とする。塩分を含み、砂地のような、東北タイの乾燥する大地で栽培する方が、より芳醇な香りを発するからだといわれている。

(4) 新たな香り米の開発：カーオ・ドーク・マリ105以外の香りの良い米の生産を目指して、農業・協同組合省農業研究局（Krom

徒女性の宗教活動の一端を明らかにすることを目的とする。その際、在家仏教徒女性の宗教活動の多様性を明らかにする手がかりとして、未婚女性の日常生活と仏教儀礼の関連を事例として取り上げ、非「出家」志向の女性間の、宗教活動にみられる差異に留意した考察を行う。

発表ではまず、未婚女性の世帯内部での役割分担と、宗教活動への関わり方について述べる。そして未婚女性を中心に結成され、宗教活動を行う「初転法輪組」という集団について触れ、その集団が「早乙女組」という農業労働を行うために組織された集団を中心に運営されていることを示す。次に、未婚女性を中心に組織されている早乙女組について、労働形態、雇用、運営方法等について述べ、調査村における2つの早乙女組の比較から、早乙女組が農業労働による効率的な現金収入を目的として結成された集団であることを示す。そして、前述の初転法輪組の事例に加え、ある早乙女組が行った喜捨の事例と、喜捨式という仏教儀礼への参加の様子等の事例から、農業労働を行うために組織された早乙女組が、未婚女性が集団として関わる仏教儀礼においても、重要な位置を占めており、特に早乙女組のリーダーは、自らの組のみならず、未婚女性全体の牽引役を担っていることを示す。これらから、調査村における未婚女性の世代では、早乙女組という農業労働を行うための集団が、宗教活動を行う単位となっていることを明らかにする。

最後に、初転法輪組の他に、調査村において組織されている宗教活動を行う集団の中で、主に女性が関わるものについて簡単に触れる。「斎飯供与当番」、「4地区4頭斎飯供与組」といった僧侶への食事の提供を主とする集団は、世帯単位で組織されるため、既婚女性とその活動の中心を担っており、「大雨安居持戒組」という雨安居に8戒を遵守する集団は、農業労働からも、世帯での責務からも解放された年配女性のみが、個人として参加する集団となっている。このように調査村において、未婚女性の世代を含めた女性の宗教活動は、その女性の属する社会的カテゴリーの違いに基づいて組織された集団毎に、多様な様相を呈していることから、非「出家」志向の在家仏教徒女性の宗教活動を考察する上では、個人の宗教活動だけではなく、集団としての活動にも着目する必要があるといえる。

タイ産高級米ジャスミン・ライスの生産と輸出—東北タイから世界市場へ—

宮田敏之（天理大学）

タイ国は、2001年以降、年間700万トンを超える米の輸出を記録し、世界一の米輸出国としての地位を確かなものになっている。しかしながら、タイの米輸出の特徴は、単に世界最大の米輸出国であるという点だけではなく、世界市場において、インド産のバスマティ・ライス（Basmati Rice）と並び称される高級米ジャスミン・ライス（Jasmine Rice：タイ語 Khao Hom Mali）の生産地と輸出地であるという点にある。

このジャスミン・ライスの特徴は、以下の4点に整理できると考える。

(1) 高価格：独特の香りと風味をもつため、香港やシンガポールなどのアジア市場はもとより、アメリカ合衆国や欧州においてもジャスミン・ライスの需要は大きく、2001年でみると約130万トンが輸出されている。この輸出量は、タイの米輸出全体の20パーセント弱ではあるが、その年平均輸出価格（トン当たり）は2001年が360アメリカドルで、普通白米の輸出価格188ドルの2倍に相当する高値であり、2003年にはジャスミン・ライスが506ドル、後者が203ドルとなっている。

(2) ジャスミン・ライスの品種：ジャスミン・ライスとしてタイ国内外で流通している米の大部分は、「カーオ・ドーク・マリ105（Khao Dok Mali 105：このKhaoは白いの意味）」という品種である。この稲は、1950年代以降、アメリカ政府のミッションとしてタイに赴いたコーネル大学の農学者ハリー・H・ラブ（Dr. Harris H. Love）教授とタイ国農業省（当時）がおこなった在来種の収集調査の中で、タイ中央部のチャチュンサオ県のバーンクラ郡において採取された香りの良い在来種の中から選抜されたものである。

(3) 東北タイ：このカーオ・ドーク・マリ105という米の生産は、タイを代表する穀倉地帯であるチャオプラヤ川流域ではなく、比較的降水量の少ない、なだらかな高原地域の東北タイ（イーサーン地方）を中心とする。塩分を含み、砂地のような、東北タイの乾燥する大地で栽培する方が、より芳醇な香りを発するからだといわれている。

(4) 新たな香り米の開発：カーオ・ドーク・マリ105以外の香りの良い米の生産を目指して、農業・協同組合省農業研究局（Krom

Witchakan Kaset) は1980年代以降、品種改良実験をおこなってきた。その主たる目的は、東北タイ以外の中部タイや北タイでも栽培可能で、しかも乾季作も可能な、新たな香り米の開発であった。その結果、ホームスパンブリー (Hom Suphanburi)、クローンルアン1 (Khlung Luang1)、パトゥムタニー1 (Pathumuthani 1) という品種が開発され、香り米として、つまり、ジャスミン・ライスとしてとして国内外で流通している。中でも、2000年から栽培奨励がおこなわれているパトゥムタニー1という品種は、香り自体はカーオ・ドーク・マリ105よりも劣るとされているが、収量はカーオ・ドーク・マリ105の2倍近くに達し、中部タイにおける乾季作も可能なため、近年その生産は急速に拡大している。

本発表では、まず、カーオ・ドーク・マリ105が、どのように、在来種として収集され、栽培実験を経て東北タイに生産が広がり、海外市場に紹介されたのか? を整理し、高級米ジャスミン・ライスの生産・輸出の拡大過程を検証する。戦前期においては、民間の華僑系ライスビジネス・セクターを中心に米の輸出経済は発展したが、戦後の米輸出経済の成長には、ジャスミン・ライスに見られるように農業省や商業省など政府諸機関が相当程度の重要な役割を果たした点を強調したい。

また、高級米として評価されるがゆえに精米や流通段階で頻発した低級米の混入によるジャスミン・ライスの品質劣化問題、および、この問題に対するタイ政府とタイ米輸出協会などの対応について分析し、ジャスミン・ライスの生産と輸出拡大に立ちだかる難問をどのように解決しようとしてきたかを検討する。

しかしながら、近年、農業研究局の下で改良が進められ、中部タイや北部タイで栽培可能となった香り米、つまりパトゥムタニー1の生産が拡大する中で、新たな問題の発生も指摘されている。つまり、この高収量かつ二期作可能な米がジャスミン・ライスとして国内外市場に大量に出回り、急激な供給増大による価格低落とカーオ・ドーク・マリ105への違法な混入による品質の低下をもたらすのではないかという懸念である。本発表では、この点にも言及し、ジャスミン・ライスをめぐる今後の課題についても言及したい。

アンコール水利都市説批判

福井捷朗 (立命館アジア太平洋大学)

アンコールのバライ灌溉という通説に対しては、1980年代以降、多少とも疑義をもつ者が増加した。1980年のファン・リエレの論文の影響が大きいと思われる。すなわち彼は、水の取り出し・分配装置が存在していないことを指摘した。取り出し装置の欠如に関しては、C. Pottierの反論がある。すなわち、「未発見は、不存在の証明にはならない」と。しかし、ビルマやスリランカのドライゾーン、日本、中国、韓国の例からみて、大規模溜池からの取り出し装置はかなり大規模で、もしバライにも存在していれば、未発見の可能性は小さい、と発表者は考える。1934-35年に西バライの土堤を一部削って水を取り出す実験が行われたが、水位の下降に伴って掘り下げを繰り返し、翌年には埋め戻さねばならず、実用的とは思われない。またPottierは、西バライ下流側の水路と水田区画がアンコール時代の灌溉網を示すとしているが、東南アジアにおける低地水制御一般と基本的に変わるところがないので、必ずしも灌溉を示唆はしないと、発表者は考える。水の取り入れ方法も謎に包まれている。取り入れ口に関しても、なんらの構築物の痕跡を見ることができない。Dumarcayは、遠く離れた川から分枝した水路を高い土堤の上に走らせたとしているが、物証はない。バライ灌溉説に対してAckerは、その地理的位置からしてそもそも灌溉を目的としていたとは思われないとしている。バライは河川を堰き止める位置にはなく、通常溜池の位置とはまったく異なる。

バライが灌溉用ではなかったとしたら、いかなる稲作が当時のアンコールの人口を養ったのか? 周達観が述べる減水期稲については、その低生産性から余剰米を生産しえなかったとGroslierは考えたが、Foxらの最近の研究では、十分都市人口を養えるとしている。現在のシムレアプ周辺の水田は、けっして天水田ではなく、タムノップと呼ばれる土堰溢流灌溉によっている。この地の年平均降水量は1,440mmであり、小規模な補助灌溉でも相当の生産性を達成することは可能である。

バライからの蒸発量は、おそらく降水量を多少上回る程度と思われる。であるならば、その目的が水の貯留そのものにあつて、水の消費ではない場合、バライの常時貯留は比較的少量の水の補給で達成可能と思われる。アンコール都

Witchakan Kaset) は1980年代以降、品種改良実験をおこなってきた。その主たる目的は、東北タイ以外の中部タイや北タイでも栽培可能で、しかも乾季作も可能な、新たな香り米の開発であった。その結果、ホームスパンブリー (Hom Suphanburi)、クローンルアン1 (Khlung Luang1)、パトゥムタニー1 (Pathumuthani 1) という品種が開発され、香り米として、つまり、ジャスミン・ライスとしてとして国内外で流通している。中でも、2000年から栽培奨励がおこなわれているパトゥムタニー1という品種は、香り自体はカーオ・ドーク・マリ105よりも劣るとされているが、収量はカーオ・ドーク・マリ105の2倍近くに達し、中部タイにおける乾季作も可能なため、近年その生産は急速に拡大している。

本発表では、まず、カーオ・ドーク・マリ105が、どのように、在来種として収集され、栽培実験を経て東北タイに生産が広がり、海外市場に紹介されたのか? を整理し、高級米ジャスミン・ライスの生産・輸出の拡大過程を検証する。戦前期においては、民間の華僑系ライスビジネス・セクターを中心に米の輸出経済は発展したが、戦後の米輸出経済の成長には、ジャスミン・ライスに見られるように農業省や商業省など政府諸機関が相当程度の重要な役割を果たした点を強調したい。

また、高級米として評価されるがゆえに精米や流通段階で頻発した低級米の混入によるジャスミン・ライスの品質劣化問題、および、この問題に対するタイ政府とタイ米輸出協会などの対応について分析し、ジャスミン・ライスの生産と輸出拡大に立ちはだかる難問をどのように解決しようとしてきたかを検討する。

しかしながら、近年、農業研究局の下で改良が進められ、中部タイや北部タイで栽培可能となった香り米、つまりパトゥムタニー1の生産が拡大する中で、新たな問題の発生も指摘されている。つまり、この高収量かつ二期作可能な米がジャスミン・ライスとして国内外市場に大量に出回り、急激な供給増大による価格低落とカーオ・ドーク・マリ105への違法な混入による品質の低下をもたらすのではないかという懸念である。本発表では、この点にも言及し、ジャスミン・ライスをめぐる今後の課題についても言及したい。

アンコール水利都市説批判

福井捷朗 (立命館アジア太平洋大学)

アンコールのバライ灌溉という通説に対しては、1980年代以降、多少とも疑義をもつ者が増加した。1980年のファン・リエレの論文の影響が大きいと思われる。すなわち彼は、水の取り出し・分配装置が存在していないことを指摘した。取り出し装置の欠如に関しては、C. Pottierの反論がある。すなわち、「未発見は、不存在の証明にはならない」と。しかし、ビルマやスリランカのドライゾーン、日本、中国、韓国の例からみて、大規模溜池からの取り出し装置はかなり大規模で、もしバライにも存在していれば、未発見の可能性は小さい、と発表者は考える。1934-35年に西バライの土堤を一部削って水を取り出す実験が行われたが、水位の下降に伴って掘り下げを繰り返し、翌年には埋め戻さねばならず、実用的とは思われない。またPottierは、西バライ下流側の水路と水田区画がアンコール時代の灌溉網を示すとしているが、東南アジアにおける低地水制御一般と基本的に変わるところがないので、必ずしも灌溉を示唆はしないと、発表者は考える。水の取り入れ方法も謎に包まれている。取り入れ口に関しても、なんらの構築物の痕跡を見ることができない。Dumarcayは、遠く離れた川から分枝した水路を高い土堤の上に走らせたとしているが、物証はない。バライ灌溉説に対してAckerは、その地理的位置からしてそもそも灌溉を目的としていたとは思われないとしている。バライは河川を堰き止める位置にはなく、通常溜池の位置とはまったく異なる。

バライが灌溉用ではなかったとしたら、いかなる稲作が当時のアンコールの人口を養ったのか? 周達観が述べる減水期稲については、その低生産性から余剰米を生産しえなかったとGroslierは考えたが、Foxらの最近の研究では、十分都市人口を養えるとしている。現在のシムレアプ周辺の水田は、けっして天水田ではなく、タムノップと呼ばれる土堰溢流灌溉によっている。この地の年平均降水量は1,440mmであり、小規模な補助灌溉でも相当の生産性を達成することは可能である。

バライからの蒸発量は、おそらく降水量を多少上回る程度と思われる。であるならば、その目的が水の貯留そのものにあつて、水の消費ではない場合、バライの常時貯留は比較的少量の水の補給で達成可能と思われる。アンコール都

域は扇状地の扇端に位置し、湧水が多い。北バライの中央にあるネアクポアンは明らかに噴水である。周達観はバライ中央のメボン祠で、「塔之中有臥銅佛一身、臍中常有水流出」と観察しているが、これも湧水を思わせる。以上によって、バライは灌漑用ではなかった可能性が高く、したがって政治権力の農業生産への直接の関与はなかったと思われる。ウィットフォーゲル流のアジア農業観をアンコールに当てはめることはできそうもない。

シンポジウム

「メコン圏開発の展望」

趣旨説明 白石昌也（早稲田大学）

メコン河は中国チベット高原に源を発し、雲南省からミャンマー（ビルマ）、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナムを経て南シナ海に注ぐ国際的大河川である。メコン河及びその周辺地域は、冷戦時代からカンボジア紛争期にかけて、対立と戦乱に翻弄されてきた。しかるに、ラオス、ベトナムの対外開放路線への転換（1986年）、そしてとりわけ冷戦の終焉とカンボジア和平協定成立、中越和解（1991年）を契機として、この地域にも平和と協調の兆しが見え始め、また地域組織としてのASEANが大陸部東南アジアの未加盟諸国を包摂する動きが始まった。このような地域情勢の変化を受ける形で、1990年代前半になると、メコン圏もしくは大陸部東南アジアでの開発や協力をイシューとする様々な枠組み（組織、フォーラム、ワーキンググループなど）が登場した。

メコン圏開発をめぐる動きは、確かに、1997-98年アジア通貨危機の勃発によって、一時的に停滞した。しかしながら、1990年代末から21世紀にかけて、関連諸国が通貨危機の打撃から立ち直り始めたこと、カンボジアの正式加盟によって「ASEAN10」が実現したこと、それと踵を接するように「ASEAN+3」の協議枠組みが制度化し始めたこと、そして中国の対ASEAN政策が急速に積極化したことなどの諸要因によって、メコン圏開発をめぐる協力の機運が再度活性化した。2002年にプノンペンで初のGMS（Greater Mekong Subregion）サミットが開催されたことは、それを象徴する出来事であった。

本シンポジウムにおいては、司会者（白石昌也）がメコン圏協力をめぐる最近の動きを概観し、かつその意義や問題点を指摘する。

多田羅徹はADB（アジア開発銀行）の視点か

ら現状と課題、展望を報告する。ADBは1990年代初め以来、終始一貫してメコン圏開発協力のグランドデザインの策定と計画の実施に主導的な役割を果たしてきた。

柿崎一郎はメコン圏開発協力における基幹的テーマの一つである交通開発を取り上げ、その歴史的背景と現状、展望を報告する。冷戦期に分断されてきた地域諸国を結びつけるための物理的なインフラの構築とは、まず何よりも、メコン圏を東西及び南北に貫く交通ルートの整備に他ならない。

畢世鴻は雲南省の視点からメコン圏開発を検討する。GMS協力を提起したADBの構想において、とりわけ注目すべきことのの一つが、この雲南省を協力対象地域に包含した先見の明である。中国大陸と東南アジアの間でFTAが提起され、またASEAN+3の制度化とともに「東アジア共同体」の形成が語られるようになり始めたのは、つい最近のことである。

メコン圏開発の10年—その経済・社会・環境の変容と課題—

多田羅徹（アジア開発銀行研究所）

テーマ1：GMS（拡大メコン圏経済協力）の成立過程—その目的と戦略

本テーマでは、1980年代終りの社会主義経済圏の崩壊と市場経済化の波をとらえて、メコンの社会主義経済圏において、GMS経済協力のスキームを成立させた経緯を簡単にふれ、その戦略的ロケーション（インド・中国・アセアンの中間に位置する）を確認する。またGMSの目的が当初から、人・物・資本の貿易と流通を活発化させ、経済統合の加速化に対応しインフラを整備し産業競争力を維持することにあったことを述べる。これは、ASEANのきわめて政治的な成立過程や、FTAによる関税障壁の撤廃による市場統合（条約締結）手法とはきわめて異なる現実的アプローチであった。

テーマ2：GMS経済協力プログラムの概要と成果

GMSプログラムの概要と簡単なクロノロジー（1992年：正式発足、1994年東京会議、2001年：ミャンマー閣僚会合、2002年：カンボジア・サミット、2005年：中国サミット予定）を振り返ると同時に、組織形態（4つの階層：作業部会WG、高級事務レベル会合SOM、閣僚会合MM、首脳会合Summit）が発展して行った過程を見る。その過程では、まず越境インフラ整備が共通行動目標となり、それまで戦争状態や敵対関係に

域は扇状地の扇端に位置し、湧水が多い。北バライの中央にあるネアクポアンは明らかに噴水である。周達観はバライ中央のメボン祠で、「塔之中有臥銅佛一身、臍中常有水流出」と観察しているが、これも湧水を思わせる。以上によって、バライは灌漑用ではなかった可能性が高く、したがって政治権力の農業生産への直接の関与はなかったと思われる。ウィットフォーゲル流のアジア農業観をアンコールに当てはめることはできそうもない。

シンポジウム

「メコン圏開発の展望」

趣旨説明 白石昌也（早稲田大学）

メコン河は中国チベット高原に源を発し、雲南省からミャンマー（ビルマ）、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナムを経て南シナ海に注ぐ国際的大河川である。メコン河及びその周辺地域は、冷戦時代からカンボジア紛争期にかけて、対立と戦乱に翻弄されてきた。しかるに、ラオス、ベトナムの対外開放路線への転換（1986年）、そしてとりわけ冷戦の終焉とカンボジア和平協定成立、中越和解（1991年）を契機として、この地域にも平和と協調の兆しが見え始め、また地域組織としてのASEANが大陸部東南アジアの未加盟諸国を包摂する動きが始まった。このような地域情勢の変化を受ける形で、1990年代前半になると、メコン圏もしくは大陸部東南アジアでの開発や協力をイシューとする様々な枠組み（組織、フォーラム、ワーキンググループなど）が登場した。

メコン圏開発をめぐる動きは、確かに、1997-98年アジア通貨危機の勃発によって、一時的に停滞した。しかしながら、1990年代末から21世紀にかけて、関連諸国が通貨危機の打撃から立ち直り始めたこと、カンボジアの正式加盟によって「ASEAN10」が実現したこと、それと踵を接するように「ASEAN+3」の協議枠組みが制度化し始めたこと、そして中国の対ASEAN政策が急速に積極化したことなどの諸要因によって、メコン圏開発をめぐる協力の機運が再度活性化した。2002年にプノンペンで初のGMS（Greater Mekong Subregion）サミットが開催されたことは、それを象徴する出来事であった。

本シンポジウムにおいては、司会者（白石昌也）がメコン圏協力をめぐる最近の動きを概観し、かつその意義や問題点を指摘する。

多田羅徹はADB（アジア開発銀行）の視点か

ら現状と課題、展望を報告する。ADBは1990年代初め以来、終始一貫してメコン圏開発協力のグランドデザインの策定と計画の実施に主導的な役割を果たしてきた。

柿崎一郎はメコン圏開発協力における基幹的テーマの一つである交通開発を取り上げ、その歴史的背景と現状、展望を報告する。冷戦期に分断されてきた地域諸国を結びつけるための物理的なインフラの構築とは、まず何よりも、メコン圏を東西及び南北に貫く交通ルートの整備に他ならない。

畢世鴻は雲南省の視点からメコン圏開発を検討する。GMS協力を提起したADBの構想において、とりわけ注目すべきことのの一つが、この雲南省を協力対象地域に包含した先見の明である。中国大陸と東南アジアの間でFTAが提起され、またASEAN+3の制度化とともに「東アジア共同体」の形成が語られるようになり始めたのは、つい最近のことである。

メコン圏開発の10年—その経済・社会・環境の変容と課題—

多田羅徹（アジア開発銀行研究所）

テーマ1：GMS（拡大メコン圏経済協力）の成立過程—その目的と戦略

本テーマでは、1980年代終りの社会主義経済圏の崩壊と市場経済化の波をとらえて、メコンの社会主義経済圏において、GMS経済協力のスキームを成立させた経緯を簡単にふれ、その戦略的ロケーション（インド・中国・アセアンの中間に位置する）を確認する。またGMSの目的が当初から、人・物・資本の貿易と流通を活発化させ、経済統合の加速化に対応しインフラを整備し産業競争力を維持することにあったことを述べる。これは、ASEANのきわめて政治的な成立過程や、FTAによる関税障壁の撤廃による市場統合（条約締結）手法とはきわめて異なる現実的アプローチであった。

テーマ2：GMS経済協力プログラムの概要と成果

GMSプログラムの概要と簡単なクロノロジー（1992年：正式発足、1994年東京会議、2001年：ミャンマー閣僚会合、2002年：カンボジア・サミット、2005年：中国サミット予定）を振り返ると同時に、組織形態（4つの階層：作業部会WG、高級事務レベル会合SOM、閣僚会合MM、首脳会合Summit）が発展して行った過程を見る。その過程では、まず越境インフラ整備が共通行動目標となり、それまで戦争状態や敵対関係に

域は扇状地の扇端に位置し、湧水が多い。北バライの中央にあるネアクポアンは明らかに噴水である。周達観はバライ中央のメボン祠で、「塔之中有臥銅佛一身、臍中常有水流出」と観察しているが、これも湧水を思わせる。以上によって、バライは灌漑用ではなかった可能性が高く、したがって政治権力の農業生産への直接の関与はなかったと思われる。ウィットフォーゲル流のアジア農業観をアンコールに当てはめることはできそうもない。

シンポジウム

「メコン圏開発の展望」

趣旨説明 白石昌也（早稲田大学）

メコン河は中国チベット高原に源を発し、雲南省からミャンマー（ビルマ）、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナムを経て南シナ海に注ぐ国際的大河川である。メコン河及びその周辺地域は、冷戦時代からカンボジア紛争期にかけて、対立と戦乱に翻弄されてきた。しかるに、ラオス、ベトナムの対外開放路線への転換（1986年）、そしてとりわけ冷戦の終焉とカンボジア和平協定成立、中越和解（1991年）を契機として、この地域にも平和と協調の兆しが見え始め、また地域組織としてのASEANが大陸部東南アジアの未加盟諸国を包摂する動きが始まった。このような地域情勢の変化を受ける形で、1990年代前半になると、メコン圏もしくは大陸部東南アジアでの開発や協力をイシューとする様々な枠組み（組織、フォーラム、ワーキンググループなど）が登場した。

メコン圏開発をめぐる動きは、確かに、1997-98年アジア通貨危機の勃発によって、一時的に停滞した。しかしながら、1990年代末から21世紀にかけて、関連諸国が通貨危機の打撃から立ち直り始めたこと、カンボジアの正式加盟によって「ASEAN10」が実現したこと、それと踵を接するように「ASEAN+3」の協議枠組みが制度化し始めたこと、そして中国の対ASEAN政策が急速に積極化したことなどの諸要因によって、メコン圏開発をめぐる協力の機運が再度活性化した。2002年にプノンペンで初のGMS（Greater Mekong Subregion）サミットが開催されたことは、それを象徴する出来事であった。

本シンポジウムにおいては、司会者（白石昌也）がメコン圏協力をめぐる最近の動きを概観し、かつその意義や問題点を指摘する。

多田羅徹はADB（アジア開発銀行）の視点か

ら現状と課題、展望を報告する。ADBは1990年代初め以来、終始一貫してメコン圏開発協力のグランドデザインの策定と計画の実施に主導的な役割を果たしてきた。

柿崎一郎はメコン圏開発協力における基幹的テーマの一つである交通開発を取り上げ、その歴史的背景と現状、展望を報告する。冷戦期に分断されてきた地域諸国を結びつけるための物理的なインフラの構築とは、まず何よりも、メコン圏を東西及び南北に貫く交通ルートの整備に他ならない。

畢世鴻は雲南省の視点からメコン圏開発を検討する。GMS協力を提起したADBの構想において、とりわけ注目すべきことのの一つが、この雲南省を協力対象地域に包含した先見の明である。中国大陸と東南アジアの間でFTAが提起され、またASEAN+3の制度化とともに「東アジア共同体」の形成が語られるようになり始めたのは、つい最近のことである。

メコン圏開発の10年—その経済・社会・環境の変容と課題—

多田羅徹（アジア開発銀行研究所）

テーマ1：GMS（拡大メコン圏経済協力）の成立過程—その目的と戦略

本テーマでは、1980年代終りの社会主義経済圏の崩壊と市場経済化の波をとらえて、メコンの社会主義経済圏において、GMS経済協力のスキームを成立させた経緯を簡単にふれ、その戦略的ロケーション（インド・中国・アセアンの中間に位置する）を確認する。またGMSの目的が当初から、人・物・資本の貿易と流通を活発化させ、経済統合の加速化に対応しインフラを整備し産業競争力を維持することにあったことを述べる。これは、ASEANのきわめて政治的な成立過程や、FTAによる関税障壁の撤廃による市場統合（条約締結）手法とはきわめて異なる現実的アプローチであった。

テーマ2：GMS経済協力プログラムの概要と成果

GMSプログラムの概要と簡単なクロノロジー（1992年：正式発足、1994年東京会議、2001年：ミャンマー閣僚会合、2002年：カンボジア・サミット、2005年：中国サミット予定）を振り返ると同時に、組織形態（4つの階層：作業部会WG、高級事務レベル会合SOM、閣僚会合MM、首脳会合Summit）が発展して行った過程を見る。その過程では、まず越境インフラ整備が共通行動目標となり、それまで戦争状態や敵対関係に

あった諸国が対話のテーブルについていた過程が重要である。そして、十分な対話の基礎が熟成されたうえで、政策や制度のハーモナイゼーションが進んでいった。

現在では5カ国と1省（雲南省）により、9つのセクター（金融は省く）を含む包括協議が行われている。これは、中国、ミャンマーを正式加盟国にしているという点でメコン河委員会（MRC）とは異なっている。また、中国は参加省を増やそうという意図を最近事務局に伝えると同時に、二カ国間で交渉を始めており、関係国の不安を高めている。その中国の動きへの対抗上、タイを中心にBIMSTEC経済協力機構を通じインドをまきこみ、中国・ASEANとのバランスを図ろうとしている。

以上のほか、プノンペン人材育成プラン、GMS BF（ビジネス・フォーラム）、GMS: a single tourist destination（観光開発）、GMS Atlas of the Environment（環境）、Cooperation on HIV/AIDS（保健分野）を紹介する。

テーマ3：越境インフラ整備と物流の加速化

GMSは当初から越境インフラ整備による物流の加速化を目的としていたが、これはアセアンのAFTAによる関税・非関税障壁撤廃と補完関係にあった。この越境インフラ整備は当初のマスター・プランの段階から、5回廊（東西回廊＝貧困回廊、南北回廊＝成長回廊など）を中心としたインドシナ半島を貫通する越境経済回廊がそのグラウンド・デザインの根幹にあった。回廊のほか、GMS送電網（Regional Grid）、GMS通信網（Optical Fibre Network）、観光インフラなども重要であるが、最近の開発計画手法では「マルチ・セクター開発手法」を採用することが、投資コスト削減するため必要となっている。また、開発マトリックスによるドナー間調整の必要や、“越境インフラよりも国内プロジェクトを政治優先”する傾向の問題を指摘する。これは、越境プロジェクトの経済分析手法（VOCより物流コストの削減）がすすまないことも原因である。

テーマ4：物流と生産ネットワークの構築

メコン流域諸国の課題は域内生産ネットワークの構築にあるが、これはASEAN＋中国の域内垂直分業の進展（組み立て産業：電機・自動車・コンピューターなど）と密接に関連している。その生産チェーンを考慮しながら、物流と市場をリンクさせる回廊の建設が求められており、ラオスを通る南北回廊では中国とタイの二大市場が結ばれることになる。その際、通関手

続きの簡素化（Single Stop、Single Window）による物流の増加が大変重要になり、GMSでは5つの国境通過ポイントでパイロット試験をする予定あるいは実施中である。成功例としては、タイ・マレーシア国境パダン・ベサルのみがある。また、国境貿易決済金融の欠如も国境貿易が飛躍しない理由としてあげられる。

テーマ5：経済回廊概念の導入と実施

公的交通回廊と民間経済開発を結ぶ概念として「経済回廊」がADBと政策当局者の間でここ5年ほど真剣に議論されてきた。これは公的投資におけるマルチ・セクターによる空間利用：Space Planningの手法であり、同一ROWを利用してインフラに集中投資し、ROIが高い特徴がある。東西回廊で実験中（道路・通信・電力・観光・上下水道・農業道路・工業団地・空港）。ここに民間投資を呼び込むための促進政策のハーモニゼーションが必要になる。インフラと民間投資を一体とするRegional Economic Nodes経済節（ピサヌローク、コンケン、サバンナケート、メーソートなど）の集中開発を計画している。経済節にはEntry Node（ダナン、モラメインなど）、Border Node（ムクダハン、ミヤワディーなど）がある。

テーマ6：GMS成功の要因（CSF）－光の部分

このGMSの成功要因としては次のものがあげられる。10年の長期戦略の策定＝第10回閣僚会合、11のフラッグシップ・プログラム＝クラスター分野（3経済回廊、光ファイバー通信網、電力融通協定、越境貿易投資促進、民間企業・競争力育成、スキル向上、戦略的環境枠組み、洪水対策、観光開発）、開発マトリックスでドナー間調整とGMS/CGミーティング。

さらに地域協力の成功要因（CSF）を一般化すると：政治的安定と平和、初期のマスター・プランとF/Sの作成、中立機関（Honest Broker）の存在：多国間 vs 二国間、政治的チャンピオンの存在、マルチ・セクターで集中投資、小国と大国の利害調整：Benefits Distribution and Cost Sharing、実施の遅れとリーダーシップの強化：閣僚会合から首脳会合 Summit へ。

テーマ7：GMSプログラムの外部不経済－影の部分

この10年のメコン圏開発の負の側面をあげると、大国（中国・タイ）と小国（CLMV）の利害調整が重要であること（借款条件、トランジット・フィー、南南協力で調整）。さらに負の開発効果（Negative Externalities）をいかに未然に防ぐかが課題で、例えば、メコン河上流域・中

国雲南省における巨大水力発電 やラオスの水力プロジェクトの例やトンレ・サップ湖の土砂堆積問題、保健（SARS、鳥インフルエンザ、マラリア、麻薬）、Human Trafficking に代表される環境・保健問題があげられ、次の10年の最大課題となっている。政治的にはミャンマーの動向により、開発のモメンタムと速度が変わる。

メコン圏の交通開発—その歴史と展望—

柿崎一郎（横浜市立大学）

本発表は、メコン圏（Greater Mekong Sub-region: GMS）計画における交通開発を、外港—後背地関係の変遷という観点から歴史的に分析し、その現状を解明した上で今後の課題を提示することを目的とする。東南アジアにおいては、港市国家が主に河川の河口付近に立地しており、港市国家がその河川の流域の外港として、また河川流域が外港の後背地としてそれぞれ機能し、相互依存的な外港—後背地関係を形成していた。この伝統的な外港—後背地は基本的には河川の流域に従って形成されていたが、インドシナ半島では河川の状況や地理的近接性も影響していた。19世紀後半以降、この地域の植民地化に伴い領域国家が出現すると、自らの領域と外港—後背地関係を一致させるべく恣意的な近代交通手段の導入を図り、各国家単位の交通網を整備していった。その後も何度か国際交通網の整備を模索する動きもあったものの、基本的には1980年代に至るまで国民国家単位の交通網整備が優先され、外港—後背地関係も国民国家単位で構築された。

ところが、「インドシナを戦場から市場へ」という言葉に象徴されるように、1980年代後半からのインドシナ半島における戦闘や政治的対立の解消と、タイを先導者とする経済発展の波が、この地域に新たな国際交通網の整備構想をもたらした。それがメコン圏（GMS）計画の一環としての、国際交通路の整備計画である。これは既存の国民国家単位の交通網を接続させて、この地域に1つの交通網を構築することを目標としており、バンコク～昆明間、ハイフォン～昆明間の南北回廊、モールメイン～ダナン間の東西回廊、バンコク～ホーチミン、クイニョン間の南回廊の3つの回廊を構築する道路整備が優先された。現在これらの回廊の道路整備は進行中であり、2006年までにはすべて完成する予定である。

このような国際交通網の整備により、新たな

ヒトやモノの流動が発生するものと期待されており、現に南北回廊のタイ～中国間ではメコン川経由のモノの流動が急増している。また、既存の海上輸送を短絡する役割もあることから、様々なルートにおいて輸送時間の短縮などの輸送条件の改善が期待されている。中でも注目すべき点は、この国際交通網が既存の国民国家単位の外港—後背地関係を変化させ、国家の枠組みにとらわれない新たな外港—後背地関係を構築しうる点である。すなわち、かつて恣意的な交通網の整備で国民国家単位に改編された外港—後背地関係の上に、再び地理的近接性に基づいた外港—後背地関係を復活させる役割を果たすものであり、それを有効に活用して地域開発を促進しようとの構想もある。

これを実現させるためには、交通路の整備というハードの施策のみならず、関税や出入国・通関手続きなど国境の障壁を取り除くようなソフトの対策が必要である。また、国際交通路の波及効果が特定地域に偏らず、とくに後発国に確実に浸透するような配慮も必要である。その過程においては、国際交通路の活用法を沿線の各地域が主体的に決定することで、メコン圏を単なる「乱開発」の場としないことが重要である。

中国雲南省から見たメコン経済圏開発協力

畢世鴻（雲南大学国際関係学院）

はじめに

メコン川流域は古くからその肥沃な土壌を利用した農業および河川を利用した様々な交易が栄えてきた。かつ、歴史的に、同流域には様々な民族が居住して相互に交易を行ってきた。また、冷戦時代には、メコン川それ自体が長い間東西両陣営を隔絶する壁ともなった。かかるメコン川流域をめぐる国際事情のもとで、中国では、1978年以来「改革・開放」政策の実施という新しい段階を迎えた。このような新時代の展開の中で、中国の一地方である雲南省は1980年代初頭から、メコン川の上流域をめぐる開発に本格的に動き出した。同時に、政治的安定を実現したメコン川流域に対して、経済の開発と発展に大きなポテンシャルを有する地域として、国際的な関心も急速に高まった。

とは言え、雲南省とメコン川下流域諸国との国際関係については、歴史的な諸少数民族間の交易的経済関係から、近代的貿易関係へと転換する過程において、多くの問題が予想される。それゆえ、近年の雲南省とメコン流域の近隣諸

国雲南省における巨大水力発電 やラオスの水力プロジェクトの例やトンレ・サップ湖の土砂堆積問題、保健（SARS、鳥インフルエンザ、マラリア、麻薬）、Human Trafficking に代表される環境・保健問題があげられ、次の10年の最大課題となっている。政治的にはミャンマーの動向により、開発のモメンタムと速度が変わる。

メコン圏の交通開発—その歴史と展望—

柿崎一郎（横浜市立大学）

本発表は、メコン圏（Greater Mekong Sub-region: GMS）計画における交通開発を、外港—後背地関係の変遷という観点から歴史的に分析し、その現状を解明した上で今後の課題を提示することを目的とする。東南アジアにおいては、港市国家が主に河川の河口付近に立地しており、港市国家がその河川の流域の外港として、また河川流域が外港の後背地としてそれぞれ機能し、相互依存的な外港—後背地関係を形成していた。この伝統的な外港—後背地は基本的には河川の流域に従って形成されていたが、インドシナ半島では河川の状況や地理的近接性も影響していた。19世紀後半以降、この地域の植民地化に伴い領域国家が出現すると、自らの領域と外港—後背地関係を一致させるべく恣意的な近代交通手段の導入を図り、各国家単位の交通網を整備していった。その後も何度か国際交通網の整備を模索する動きもあったものの、基本的には1980年代に至るまで国民国家単位の交通網整備が優先され、外港—後背地関係も国民国家単位で構築された。

ところが、「インドシナを戦場から市場へ」という言葉に象徴されるように、1980年代後半からのインドシナ半島における戦闘や政治的対立の解消と、タイを先導者とする経済発展の波が、この地域に新たな国際交通網の整備構想をもたらした。それがメコン圏（GMS）計画の一環としての、国際交通路の整備計画である。これは既存の国民国家単位の交通網を接続させて、この地域に1つの交通網を構築することを目標としており、バンコク～昆明間、ハイフォン～昆明間の南北回廊、モールメイン～ダナン間の東西回廊、バンコク～ホーチミン、クイニョン間の南回廊の3つの回廊を構築する道路整備が優先された。現在これらの回廊の道路整備は進行中であり、2006年までにはすべて完成する予定である。

このような国際交通網の整備により、新たな

ヒトやモノの流動が発生するものと期待されており、現に南北回廊のタイ～中国間ではメコン川経由のモノの流動が急増している。また、既存の海上輸送を短絡する役割もあることから、様々なルートにおいて輸送時間の短縮などの輸送条件の改善が期待されている。中でも注目すべき点は、この国際交通網が既存の国民国家単位の外港—後背地関係を変化させ、国家の枠組みにとらわれない新たな外港—後背地関係を構築しうる点である。すなわち、かつて恣意的な交通網の整備で国民国家単位に改編された外港—後背地関係の上に、再び地理的近接性に基づいた外港—後背地関係を復活させる役割を果たすものであり、それを有効に活用して地域開発を促進しようとの構想もある。

これを実現させるためには、交通路の整備というハードの施策のみならず、関税や出入国・通関手続きなど国境の障壁を取り除くようなソフトの対策が必要である。また、国際交通路の波及効果が特定地域に偏らず、とくに後発国に確実に浸透するような配慮も必要である。その過程においては、国際交通路の活用法を沿線の各地域が主体的に決定することで、メコン圏を単なる「乱開発」の場としないことが重要である。

中国雲南省から見たメコン経済圏開発協力

畢世鴻（雲南大学国際関係学院）

はじめに

メコン川流域は古くからその肥沃な土壌を利用した農業および河川を利用した様々な交易が栄えてきた。かつ、歴史的に、同流域には様々な民族が居住して相互に交易を行ってきた。また、冷戦時代には、メコン川それ自体が長い間東西両陣営を隔絶する壁ともなった。かかるメコン川流域をめぐる国際事情のもとで、中国では、1978年以来「改革・開放」政策の実施という新しい段階を迎えた。このような新時代の展開の中で、中国の一地方である雲南省は1980年代初頭から、メコン川の上流域をめぐる開発に本格的に動き出した。同時に、政治的安定を実現したメコン川流域に対して、経済の開発と発展に大きなポテンシャルを有する地域として、国際的な関心も急速に高まった。

とは言え、雲南省とメコン川下流域諸国との国際関係については、歴史的な諸少数民族間の交易的経済関係から、近代的貿易関係へと転換する過程において、多くの問題が予想される。それゆえ、近年の雲南省とメコン流域の近隣諸

国雲南省における巨大水力発電 やラオスの水力プロジェクトの例やトンレ・サップ湖の土砂堆積問題、保健（SARS、鳥インフルエンザ、マラリア、麻薬）、Human Trafficking に代表される環境・保健問題があげられ、次の10年の最大課題となっている。政治的にはミャンマーの動向により、開発のモメンタムと速度が変わる。

メコン圏の交通開発—その歴史と展望—

柿崎一郎（横浜市立大学）

本発表は、メコン圏（Greater Mekong Sub-region: GMS）計画における交通開発を、外港—後背地関係の変遷という観点から歴史的に分析し、その現状を解明した上で今後の課題を提示することを目的とする。東南アジアにおいては、港市国家が主に河川の河口付近に立地しており、港市国家がその河川の流域の外港として、また河川流域が外港の後背地としてそれぞれ機能し、相互依存的な外港—後背地関係を形成していた。この伝統的な外港—後背地は基本的には河川の流域に従って形成されていたが、インドシナ半島では河川の状況や地理的近接性も影響していた。19世紀後半以降、この地域の植民地化に伴い領域国家が出現すると、自らの領域と外港—後背地関係を一致させるべく恣意的な近代交通手段の導入を図り、各国家単位の交通網を整備していった。その後も何度か国際交通網の整備を模索する動きもあったものの、基本的には1980年代に至るまで国民国家単位の交通網整備が優先され、外港—後背地関係も国民国家単位で構築された。

ところが、「インドシナを戦場から市場へ」という言葉に象徴されるように、1980年代後半からのインドシナ半島における戦闘や政治的対立の解消と、タイを先導者とする経済発展の波が、この地域に新たな国際交通網の整備構想をもたらした。それがメコン圏（GMS）計画の一環としての、国際交通路の整備計画である。これは既存の国民国家単位の交通網を接続させて、この地域に1つの交通網を構築することを目標としており、バンコク～昆明間、ハイフォン～昆明間の南北回廊、モールメイン～ダナン間の東西回廊、バンコク～ホーチミン、クイニョン間の南回廊の3つの回廊を構築する道路整備が優先された。現在これらの回廊の道路整備は進行中であり、2006年までにはすべて完成する予定である。

このような国際交通網の整備により、新たな

ヒトやモノの流動が発生するものと期待されており、現に南北回廊のタイ～中国間ではメコン川経由のモノの流動が急増している。また、既存の海上輸送を短絡する役割もあることから、様々なルートにおいて輸送時間の短縮などの輸送条件の改善が期待されている。中でも注目すべき点は、この国際交通網が既存の国民国家単位の外港—後背地関係を変化させ、国家の枠組みにとられない新たな外港—後背地関係を構築しうる点である。すなわち、かつて恣意的な交通網の整備で国民国家単位に改編された外港—後背地関係の上に、再び地理的近接性に基づいた外港—後背地関係を復活させる役割を果たすものであり、それを有効に活用して地域開発を促進しようとの構想もある。

これを実現させるためには、交通路の整備というハードの施策のみならず、関税や出入国・通関手続きなど国境の障壁を取り除くようなソフトの対策が必要である。また、国際交通路の波及効果が特定地域に偏らず、とくに後発国に確実に浸透するような配慮も必要である。その過程においては、国際交通路の活用法を沿線の各地域が主体的に決定することで、メコン圏を単なる「乱開発」の場としないことが重要である。

中国雲南省から見たメコン経済圏開発協力

畢世鴻（雲南大学国際関係学院）

はじめに

メコン川流域は古くからその肥沃な土壌を利用した農業および河川を利用した様々な交易が栄えてきた。かつ、歴史的に、同流域には様々な民族が居住して相互に交易を行ってきた。また、冷戦時代には、メコン川それ自体が長い間東西両陣営を隔絶する壁ともなった。かかるメコン川流域をめぐる国際事情のもとで、中国では、1978年以来「改革・開放」政策の実施という新しい段階を迎えた。このような新時代の展開の中で、中国の一地方である雲南省は1980年代初頭から、メコン川の上流域をめぐる開発に本格的に動き出した。同時に、政治的安定を実現したメコン川流域に対して、経済の開発と発展に大きなポテンシャルを有する地域として、国際的な関心も急速に高まった。

とは言え、雲南省とメコン川下流域諸国との国際関係については、歴史的な諸少数民族間の交易的経済関係から、近代的貿易関係へと転換する過程において、多くの問題が予想される。それゆえ、近年の雲南省とメコン流域の近隣諸

国との開発協力関係を考察し、メコン経済圏の開発における雲南省の対応と役割を分析することは、当該地域における将来の国際関係の成立と発展を展望するうえで重要な意義をもつことになろう。

そのため、本報告書では、このメコン川流域にあるミャンマー、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナムおよび中国雲南省の5カ国1地方を一つの経済圏と捉え、新たな経済圏すなわち「メコン経済圏」形成の動きに着目し、同経済圏の開発における雲南省の対応およびその展望について考察する。

1 メコン経済圏の開発協力の現状

1.1 メコン川流域開発と中国の関係小史

中国独自の開発計画、冷戦構造の崩壊、ASEANとの対話国、メコン流域開発協力強化、中国－ASEAN自由貿易地域の設立準備、西部大開発戦略

1.2 雲南省にとっての開発協力による利点

下流域諸国への市場開拓、東南アジア、南アジアへの国際ルート、一次製品・エネルギーの入手、資金・先進技術の導入

2 開発協力における雲南省の政策方針

2.1 雲南省の中長期目標

「緑色経済強省」、「民族文化大省」、「東南アジア・南アジアに連結する国際大通道」

2.2 雲南省の政策方針

国内企業の進出を促す、資源の相互活用、中国－東南アジア国際ルートの建設、資源と市場に関する調査・研究を強化、東南アジア－雲南省国際観光コースを開設、麻薬取締を強化、電力供給拠点を建設

3 雲南省が開発協力に参加する現状

3.1 インフラの整備（交通分野、エネルギー分野）

交通分野（道路、鉄道、水路、航空）、エネルギー開発

3.2 科学技術および環境保全分野での協力

科学技術、環境保全

3.3 人材育成、観光および麻薬取締分野における協力

人材育成、観光、麻薬取締

おわりに

問題点：経済的格差が大きい、資金調達は困難、開発と環境保全との矛盾、雲南省が果たしうる役割はまだ弱い

将来的展望

短報

地域研究コンソーシアム年次集会に出席して
倉沢愛子（慶応義塾大学）

2004年12月1日の学会総会で、地域研究コンソーシアム（Japan Consortium for Area Studies）への加盟が決定されましたが、それをうけて、12月17日に開催された同コンソーシアムの2004年度年次大会に、加藤剛会長の代理として参加してきました。このコンソーシアムは、昨年4月26日に、46組織を集めて発足したものです。その数年前から民博の中にある地域研究企画交流センターが、大学や研究機関の間で地域研究のための連携関係の場としてネットワークを構築することの是非を調査・検討してきました。そうしたネットワークの構築を前向きに提唱する報告書が2002年3月にまとめられ、それにもとづき、東京外大のAA研や、京都大学の東南アジア研などいくつかの組織が参加して実現に向けての会合が重ねられました。その結果昨年4月26日に、東京で46組織を集めて設立集会を持つにいたったものです。事務局は民博の地域研究企画交流センター内におかれ、会長には家田修氏（北海道大学スラブ研究センター）、副会長には宮崎恒二氏（東京外大AA研所長）が選出されました。

その後、12月の年次総会までに、東南アジア史学会を含む13の団体があらたに加盟し、現在加盟組織は59に増えています。参加の単位は大学の学科や研究科もあれば、COE、NGO市民団体、そしてわたしたちのような学会もあります。地域研究を中心とする学会のネットワークとしては、すでに地域研究学会連絡協議会が発足しており、東南アジア史学会もこれに加盟していますが、このコンソーシアムへの参加を決定した学会は、これまでのところアジア政経学会、アメリカ学会、日本ラテンアメリカ学会、日本アフリカ学会、日本中東学会、日本カナダ学会、日本熱帯生態学会の8つです。実際わたしたち学会の会員の中には、他の組織の一員としてこのネットワークに参加し、二重に関与しておられる方もいます。

今回の年次集会は、先ず家田修会長の挨拶のち、13の新規加盟組織の紹介があり、ここで東南アジア史学会についてもその歴史、現状などを紹介しました。そのあと休憩をはさんで「学会と地域研究」と題するシンポジウムが開催され、パネリストとして、日本アフリカ学会、ア

ジア政経学会、日本熱帯生態学会、国際政治学会、社会経済史学会の各代表がパネリストとして発表を行いました。まだこのコンソーシアムに参加していない後者の二つの学会の代表からは「ディシプリン」中心のアプローチと、学際性を重んじる「地域」研究アプローチ間の相克の問題などが報告され、東南アジア史学会にも合い通じるような問題を抱えている事が分かりました。

なお、このコンソーシアムは、「地域研究コンソーシアム・ニュース」を定期的に発行する予定で、その第00号は2004年10月15日にすでに発行されています。またコンソーシアムはホームページ（<http://www.jcas.jp/>）も開いていますので、会員のみならず是非アクセスしてみてください。

地区例会報告

各地区例会における、2004年11月1日以降、2005年2月末までの活動状況は以下の通りである。

関東地区

2004年11月27日

報告1：池田一人（東京大学大学院）

「植民地期ビルマにおけるカレン民族史諸ヴァージョンの検討—仏教徒およびキリスト教徒カレンの自己イメージ—」

コメント：土佐桂子（東京外国語大学）

報告2：伊藤未帆（東京大学大学院）

「ベトナムにおける少数民族幹部養成政策と民族寄宿学校の役割—1990年代の『第7プログラム』に関する検討を中心として—」

コメント：桜井由躬雄（東京大学）

2004年12月18日

鈴木陽一（下関市立大学）

「東南アジア諸国連合成立への道—現地のイニシアティブと英米の冷戦戦略」

コメント：山影進（東京大学）

2005年1月22日

テーマ：東南アジアの「近代正書法」

基調報告：石井米雄「東南アジアにおける正書法と国民国家の成立」

パネリスト：

奥平龍二「ビルマ（ミャンマー）語の正書法について」

菊池陽子「東南アジアの「近代正書法」：ラオスの場合」

舟田京子「マレー語の近代正書法」

（以上、会場はすべて東京大学赤門総合研究棟）

中部地区

2004年11月6日～7日

第183回例会は第13回日本マレーシア研究会（JAMS）研究大会に参加

2005年1月15日

西村美彦氏（名古屋大学）

「アジアの農村から学ぶもの」

（名古屋大学大学院国際開発研究科）

関西地区

2004年11月20日

小島敬裕（京都大学大学院）

「ミャンマーの仏教制度と地域における宗教実践」

2004年12月18日

河野佳春（弓削商船高等専門学校）

「1920年代アンボンにおける地域住民の政治動向」

2005年1月15日

細川月子（広島大学大学院）

「植民地期北アチェのリーダーシップ再考—自治領首長を巡る諸関係から—」

（以上、会場はすべて大阪市立大学文化交流センター）

中国・四国地区

2004年11月27日

泉川普（広島大学大学院）

「戦間期東ジャワにおける日本人の商業活動に関する一考察」

2005年1月22日

河野佳春（弓削商船高等専門学校）

「1920年代アンボン地域政治—原住民自治を中心に—」

2005年2月19日

桑島愛希子（広島大学）

「タイ国チュラロンコン王時代における教育改革」

（以上、会場は広島市女性教育センター）

事務局より

1. 会員の諸変更・休会・退会等にかかる事務作業は、土倉事務所（東南アジア史学会会員管理係）に委託されています。会員の諸変更・休会・退会等がありましたら、速やかに土倉事務所に御連絡ください。従来通り、学会ウェブページを通して手続きすることができます。電子メール、ファクスによる連絡も受けつけます。ファクスの場合は、36頁の用紙をコピーしてお使いください。土倉事務所の連絡先は下に記してあります。
2. 研究大会報告者募集：1月と7月にお送りする研究大会予報を御覧ください。
3. 学生会員の大会報告旅費補助：学生会員が研究大会で報告する場合、旅費の一部を補助します。報告が決定してから大会委員にお問い合わせください。
4. 学会賞：年齢40歳未満の少壮研究者の国際的な研究業績に対して与えられます。詳しくは1月にお送りした「第3回（2005年度）東南アジア史学会賞候補募集要項」、および第81号会報に掲載されている「東南アジア史学会賞規程および東南アジア史学会研究奨励基金規程実施細則」を御参照ください。なお同賞は、「東南アジア史学会賞規程」の第2条において、「わが国の東南アジア史学に従事する少壮研究者の業績を顕彰して、その研究を奨励し、斯学の発展に資することを目的とする。」とされています。また、「狭義の歴史学に限定せず、広義の東南アジア史学を対象とし、広く会員の専門とするディシプリン全体にわたって対象とする。」ことが第19期委員会において確認されています（会報第77号7頁）。
5. 会誌への投稿：会報第81号に掲載されている投稿規定、執筆要領、査読規定を御覧ください。御不明の点は編集委員にお問い合わせください。
6. 会報の原稿募集：会報の資料・短報欄に原稿をお寄せください。字数は2000字程度でお願いします。事務局まで電子メールか郵便でお送りください。
7. 学会ウェブページ：学会の諸規約および会誌投稿規定等は学会ウェブページで見ることができます。また、学会メーリングリストに登録を希望される会員の方は、学会ウェブページから登録することができます。
8. 会費：次年度会費請求書を、秋季大会の案内に同封してお送り致します。納入期限は当該年度の12月31日ですが、できるだけお早めに納

入ください。会費金額及び郵便振替口座は下記の通りです。

一般会員：7000円 学生会員：5000円 海外に発送する場合の送料：1000円
振込先：郵便振替口座 00110-4-20761 東南アジア史学会

東南アジア史学会事務局（2005年6月まで）

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科
長津研究室内
〒606-8501 京都府京都市左京区吉田下阿達町46
電話 075-753-7376
FAX 075-753-7377
E-mail jssah@ml.rikkyo.ne.jp
URL <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jssah/>

東南アジア史学会会員管理係

株式会社 土倉（どぐら）事務所
（担当者 天野 静）
〒603-8148 京都市左京区小山西花池町1-8
電話：075-451-4844 ファクス：075-441-0436
Eメール：jde07707@nifty.com（発信元）
Eメール：jssah-db@ml.rikkyo.ne.jp
（会員から通信する際のあて先）

送信先 FAX 番号：075-753-7377 東南アジア史学会事務局（電話：075-753-7376）

*この頁をコピーしてお使いください

変更・休会・退会届

名前：

下記の通り会員登録を変更します。

現住所：

所属：

職名：

所属住所：

メールアドレス：

専攻：

研究課題（追加の場合も全て列挙してください。但し3つまで）：

発送先：現住所 所属 その他（ ）

その他の変更：

____年1月1日より____年12月31日まで休会します。

海外連絡先（必ず記入してください。）：

国内連絡先（必ず記入してください。）：

*休会は有期の海外滞在者にのみ認められます。御注意ください。

____年__月__日をもって東南アジア史学会を退会します。

署名：

*会費滞納者の退会は認められませんので、御注意ください。

東南アジア史学会会報 第82号
2005年5月発行

発行者 東南アジア史学会事務局（会長 加藤 剛）
住 所 〒606-8501 京都府京都市左京区吉田下阿達町46
京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科 長津研究室内
電話 075-753-7376
FAX 075-753-7377
E-mail jssah@ml.rikkyo.ne.jp
URL <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jssah/>
郵便振替 00110-4-20761 東南アジア史学会